

平成29年度

行政評価（新規事務事業評価）結果一覧表

◆平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価

羽村市行政評価委員会

編集：羽村市企画総務部経営管理課

平成29年度 新規事務事業評価結果

新規事務事業評価とは、翌年度(平成30年度)から新たに実施を計画している事業について、必要性・有効性・緊急性を踏まえ、総合的に分析し、検証を行うものである。

なお、評価については行政評価委員会(平成29年11月6日、8日～10日)における評価結果である。

長期総合計画・基本目標	評価結果の種別	件数
基本目標1 生涯を通じて学び育つまち 【子ども・生涯学習の分野】	計画どおり実施	7件
	改善したうえで実施	11件
	次年度以降持ち越し	1件
	実施しない	0件
	その他	2件
	合計	21件

長期総合計画・基本目標	評価結果の種別	件数
基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち 【環境・都市整備の分野】	計画どおり実施	8件
	改善したうえで実施	5件
	次年度以降持ち越し	2件
	実施しない	0件
	その他	2件
	合計	17件

長期総合計画・基本目標	評価結果の種別	件数
基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち 【福祉・健康の分野】	計画どおり実施	9件
	改善したうえで実施	2件
	次年度以降持ち越し	1件
	実施しない	0件
	その他	0件
	合計	12件

長期総合計画・基本目標	評価結果の種別	件数
基本構想を推進するために	計画どおり実施	4件
	改善したうえで実施	3件
	次年度以降持ち越し	1件
	実施しない	0件
	その他	0件
	合計	8件

長期総合計画・基本目標	評価結果の種別	件数
基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち 【市民生活・産業の分野】	計画どおり実施	4件
	改善したうえで実施	5件
	次年度以降持ち越し	0件
	実施しない	1件
	その他	1件
	合計	11件

合計	評価結果の種別	件数
	計画どおり実施	32件
	改善したうえで実施	26件
	次年度以降持ち越し	5件
	実施しない	1件
	その他	5件
	合計	69件

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
1	羽村市子ども・子育て支援事業計画の改訂	平成30年度 ・ニーズ調査の実施、調査結果の分析(調査結果報告書発行) ・改訂に向けた作業(統計データの整理、計画事業の洗い出し、量の見込みと確保方策の検討等) ・子ども・子育て会議の開催(計画改訂に向けた審議5回) ・保育料及び学童クラブ育成料の改定について子ども・子育て会議へ訪問【コンサル委託内容】・ニーズ調査 ・子ども・子育て会議の運営支援	総事業費	事業費 3,990 人件費 9,254 合計 13,244	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施
	事務事業の目的	市の子ども・子育て支援施策を計画的かつ総合的に推進するため、平成27年3月に策定した「羽村市子ども・子育て支援事業計画」(平成27～31年度)について、平成31年度末を迎える計画期間満了に向け、ニーズを把握した上で課題を整理し改訂を行う。 なお、今回の改訂にあたっては、子ども・若者育成支援推進法により努力義務が課せられている「子ども・若者計画」で定めるべき内容を盛り込んでいく。	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 13,244 合計 13,244		
		※平成30年度のニーズ調査(分析、報告書作成等含む)、平成31年度の改訂作業(印刷製本等含む)は一体的にコンサル委託する(平成30～31年度 債務負担行為設定)。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	子ども・若者計画で定めるべき内容を盛り込むことで、子どもから若者までをカバーすることができ、子ども・子育て支援の総合計画として、より充実した内容となる。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
2	産後ケア事業	○アウトリーチ型事業【母子の居宅を訪問し、助産師等の専門職が、指導、ケア等を行うもの。】 ・対象:産褥婦(分娩終了後から妊娠前の状態に回復するまでの期間)及び産婦並びに新生児及び乳児(生後4か月未満)のうち、専門職による支援が必要な者。(事業担当者がアセスメントし対象者を決定する。) ・場所:母子の居宅 ・内容:①母親の身体的なケア及び保健指導、栄養指導 ②母親の心理的ケア ③適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む。) ④育児の手法についての具体的な指導及び相談 *産後ケア事業は、都の出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)における包括的支援事業に位置付けられ、市でできるだけ取り組むべき事業とされており、平成29年8月には国からガイドラインも示された。 ・回数:1回3時間程度。一人につき1回まで。 訪問回数、年間120回を想定。(月10件程度。) ・利用料:1回につき500円。(所得に応じて減免措置を設ける。) ・日程:平成30年4月開始予定。(現行の乳児家庭全戸訪問事業から対象者を決定することが可能であり、周知が不要のため。)	総事業費	事業費 994 人件費 354 合計 1,348	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施
	事務事業の目的	産婦及びその子(以下、母子とする)に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。	財源内訳	国庫支出金 467 都支出金 233 受益者負担額 60 その他特定財源 0 一般財源 588 合計 1,348		
		※平成30年度のニーズ調査(分析、報告書作成等含む)、平成31年度の改訂作業(印刷製本等含む)は一体的にコンサル委託する(平成30～31年度 債務負担行為設定)。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	産婦の産後うつ発症の抑制、育児不安や孤立化の防止、虐待の未然防止に繋がる。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
3	子育て相談カンファレンス	・年2回。第2水曜日、午後7時～9時。 ・場所 羽村市保健センター内 ・参加者 子育て相談課相談係、子ども家庭支援センター係、健康課健康推進係、障害福祉課障害者支援係、教育支援課特別支援教育係、その他、関連している部署 ・内容 このカンファレンスは、いわゆる個別支援会議ではなく、妊娠期から子育て期において、関係機関が連携して支援する必要があるケースを想定し、支援体制の課題の抽出とその検討、連携の在り方の検討等を実施するものである。	総事業費	事業費 60 人件費 81 合計 141	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施
	事務事業の目的	子育て世代包括支援センター「羽っぴー」の主たる機能である、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援について、さらにその支援体制の充実を図るため、関係部署の連携をより強化させることと、支援する職員のスキルを向上させていくことを目的に、医師を交えたカンファレンスを実施するもの。	財源内訳	国庫支出金 20 都支出金 30 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 91 合計 141		
		※平成30年度のニーズ調査(分析、報告書作成等含む)、平成31年度の改訂作業(印刷製本等含む)は一体的にコンサル委託する(平成30～31年度 債務負担行為設定)。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	健康課の発達健診の嘱託医(東京小児療育病院医師)から、困難ケースの増加や、他部署との連携が必要な支援も多くなっていることから、職員のスキルアップにつなげるためカンファレンスを行う必要がある助言を受けている。	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
4	発達障害に関する啓発講演会	<p>【日程】年2回 【人数】最大収容人数 80名 【会場】生涯学習センター「ゆとろぎ」予定 【対象】 ■立場 ①当事者とその家族 ②子育て中の保護者(児の障害有無問わず) ③支援者(幼稚園・保育園等関係機関職員) ④児を取り巻く地域の人々 ⑤①～④を含めた一般市民 ■ステージ ①第1ステージ(乳児期)②第2ステージ(学齢期:小中学校)③第3ステージ(青年期・成人期)④出産期～成人期を通してのステージ ■各立場、ステージを対象に万遍なく実施できるよう計画的に進める ■関係各課との連携を図り、講座等の内容を把握し、市全体でバランス良い実施をめざし調整していく 【今後の計画】市としての継続的な啓発事業として位置づけ、発達障害の有無に関わらず、一般の方の子育ての中で「気になる」に着目した内容での講演会を行う。「ことばの遅れ」「落ち着きのなさ」「こだわり」「友だちとの関わり」「学習障害」等をキーワードとして、多くの市民に対し「発達障害」を身近なものとして意識するきっかけ作りをする。関係者のみならず、一般市民(社会)の理解こそが急務であり本当の意味での発達支援につながる。 ■講師候補者 大学教授 発達障害当事者 ST OT 他 ■手話通訳</p>	総事業費	事業費 110 人件費 463 合計 573	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	発達障害で支援が必要な人はいるが、周囲の人が障害の特性を理解し少し配慮することで社会生活ができることは、知られていない為、市民に対し周知する必要がある。 また、早期における発達支援については、乳幼児期そして小中学校における支援を必要なものであるという理解が低く受けがたらない傾向がある為、保護者に対し周知する必要がある。	計画どおり実施 一般市民対象の講演会は、多くの市民に理解を深めてもらうため各課と連携し参加を呼びかけるとともに、講師や講演内容に応じて会場も検討すること。
			財源内訳	国庫支出金 25 都支出金 12 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 536 合計 573			
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	発達障害は、早期からその特性に配慮した対応を行っていくことで、より自立し充実した社会生活を送る事が可能であり、早急に対策を講じる必要がある。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
5	1歳児講座	<p>・日程:月1回(年12回)。原則として第4火曜日。 ・時間:平成29年度は、午前10時30分～11時45分。⇒平成30年度は、午前10時30分～正午。 ・対象:市内在住の1歳から1歳2か月の児とその保護者。 ・内容:①1歳児の特徴について ②1歳児とのかかわり方、遊び方について ③卒乳について *④1歳児の食事・栄養について ⑤保護者の交流 *平成29年度までは、①、②、③、⑤であったが、平成30年度からは、管理栄養士による④を追加する。</p>	総事業費	事業費 93 人件費 589 合計 682	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	平成29年7月から開始した1歳児講座は、1歳児を子育てする家庭の不安解消や仲間づくりとして実施しているが、参加者から栄養や食事についての悩みが多く寄せられており、管理栄養士の講義を行う必要があるため。	改善したうえで実施 職員の管理栄養士の、既存事業と調整したうえで実施を検討すること。
			財源内訳	国庫支出金 31 都支出金 46 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 605 合計 682			
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	1歳児講座に参加する保護者のニーズに応え、有意義な講座にするため。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
6	病児保育利用料金の見直し	<p>病児保育利用料金の見直し 【現行】 市民1,000円 市民以外2,000円 【見直し案】 市民1,000円 在勤者1,000円(新規設定) その他2,000円</p> <p>市内小児科医院に委託実施している病児保育の利用料金について、現行の料金設定(市民と市民以外)を見直し、市民以外でも市内在勤者については市民と同額とする事で利用率の向上を図るとともに、市内で働くインセンティブを付加することで、市内企業・事業者の支援、産業振興に繋げる。</p> <p>【利用実績】 平成28年度 延171人(市民141人 市民以外30人) 1日平均0.7人 平成29年度(8月末現在) 延108人(市民82人 市民以外26人) 1日平均1.1人 ※利用定員 1日あたり4人</p>	総事業費	事業費 9,023 人件費 707 合計 9,730	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	病児保育事業の委託料は定額としており、その算定にあたっては、国・都補助金の補助基本額の算定に用いる区分に基づき、年間利用者数を延200人～400人と見込んで積算している。現在の利用実績としては、平成28年度が延171人、平成29年度は延240人程度が見込まれ、費用対効果の面からも利用率を向上させる必要がある。	計画どおり実施 市内在勤者に対する子育て支援のため、広報紙や市公式サイトのほか、商工会を通じて市内事業者への呼びかけや保育施設などへのPR方法を検討し周知徹底を図ること。
			財源内訳	国庫支出金 3,007 都支出金 3,007 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 3,716 合計 9,730			
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	緊急を要するものではないが、経費の増加を伴うことなく実施できる。	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
7	保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付事業	【対象施設】 認可保育園(13園)、認定こども園(2園)、認証保育所(2園) 計17園 【対象経費】 賃借料(管理費、共益費含む)、礼金、更新料等 【補助基準額】 1戸あたり82,000円/月 【補助要件】 採用から10年以内の常勤保育士(国庫補助要件) 【補助額】 1園あたり2戸分(82,000円×7/8×2戸×12月=1,722,000円(年額))を上限とする。 ※補助額の積算方法については今後調整する。 【充当財源】 国庫補助(国1/2 都1/4 市1/8 事業者1/8)・・・認可保育園、認定こども園分 都補助(都3/4 市1/8 事業者1/8)・・・認証保育所分 ※平成32年度までのサンセット予定	総事業費	事業費 29,274 人件費 1,140 合計 30,414	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育人材の確保に苦慮する施設が多いことを鑑み、国及び東京都の制度を活用して、保育従事職員のための宿舍借上げ補助制度を実施する自治体が増えている。昨今、保育士が就職先を選ぶ際、宿舍借上げ補助制度の有無は大きな判断材料となっており、制度を実施していない自治体の保育施設においては人材確保が更に難しくなっていることから、制度実施の必要性は高いと考える。	改善したうえで実施 市としての方向性(他市と比較した戸数、都補助終了後も子育て支援をPRするのであれば継続すべき、空き家の活用など住宅対策の視点についても検討すべきなど)を議論すること。	
			財源内訳	国庫支出金 14,760 都支出金 10,332 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 5,322 合計 30,414				有効性 (成果の検証)
	事務事業の目的	保育従事職員のために宿舍の借上げを行う保育施設等の設置者に対し、借上げに要する費用の一部を補助することにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保育人材の安定的な確保は事業者にとって喫緊の課題となっている中、多摩地域の22市で補助制度を実施しており、近隣においても、あきる野市で今年度から実施、青梅市、福生市でも来年度からの実施に向け検討を始めているとのことから早期に実施する必要がある。			
	事務事業の目的	保育施設における事務作業の効率化により保育従事職員の業務負担の軽減を図るため、保育業務支援システムを導入する事業者に対し必要となる費用の一部を補助することで、児童福祉の向上に資することを目的とする。	総事業費	事業費 34,000 人件費 1,140 合計 35,140	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育・幼児教育の質の更なる向上のためには、保育サービスを支える人材を安定的に確保していく必要があり、そのためには、様々な手法による職場環境の改善、保育従事職員の処遇改善の取り組みの拡充が必要となる。		その他 目指す方向性と事業実施のメリットを整理するとともに、保育所等のニーズを十分確認し、平成30年度補正予算での対応を再度検討する必要がある。また、子ども・子育て支援事業計画の中で保育所等の支援内容について、位置づける必要がある。
	事務事業の目的	1施設あたり200万円を上限 【補助要件】 導入計画書及び確認書類により適切と認められること。 【充当財源】 都補助(都3/4 市1/4)	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 25,500 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 9,640 合計 35,140				
	事務事業の目的	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	東京都では待機児童解消に向けた緊急対策として実施しており、今後も継続的に制度が存続する可能性は高くはないことから、早期に実施する必要がある。			
	事務事業の目的	保育所等において、監視モニターやベビーセンサー等の設備、機器導入を促進し、保育従事職員が行う午睡チェックを補強するとともに、保育従事職員の心理的な負担を軽減することで、午睡中の児童の安全対策を一層強化する。	総事業費	事業費 22,000 人件費 1,475 合計 23,475	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育環境の更なる充実を図るためにも保育中の事故の未然防止を強化することは重要。		
事務事業の目的	1施設あたり100万円を上限 【事業期間】 平成29年度～平成31年度(都補助事業実施期間) ※「3 事業費・人件費の推移」では便宜的に平成30年度中に全園に補助するものとして積算した。 【充当財源】 都補助(都10/10) ※平成30年度に国で同様の補助制度創設の動きがあり、その動向によっては、平成30年度以降の都補助内容が変更となる可能性があることから、補助率10/10が担保された段階で補正予算で対応することとし、担保されない場合は実施を見送ることとした。なお、平成29年度は補助率10/10が担保されていることから、実施を希望する施設があれば平成29年度中に実施する(3月補正予算対応)。	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 22,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,475 合計 23,475	有効性 (成果の検証)			保育の安全性の向上を図ることができる。	
事務事業の目的	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保育施設での需要も十分見込まれる上、東京都の10/10補助となり市の財政負担が生じないことから実施すべきと考える。				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
8	保育所等ICT化推進事業補助金交付事業	【対象施設】 認可保育園(13園)、認定こども園(2園)、認証保育所(2園) 計17園 【対象経費】 保育支援システム導入に必要な経費(必須要件あり) 【補助額】 1施設あたり200万円を上限 【補助要件】 導入計画書及び確認書類により適切と認められること。 【充当財源】 都補助(都3/4 市1/4)	総事業費	事業費 34,000 人件費 1,140 合計 35,140	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育・幼児教育の質の更なる向上のためには、保育サービスを支える人材を安定的に確保していく必要があり、そのためには、様々な手法による職場環境の改善、保育従事職員の処遇改善の取り組みの拡充が必要となる。	その他 目指す方向性と事業実施のメリットを整理するとともに、保育所等のニーズを十分確認し、平成30年度補正予算での対応を再度検討する必要がある。また、子ども・子育て支援事業計画の中で保育所等の支援内容について、位置づける必要がある。	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 25,500 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 9,640 合計 35,140				有効性 (成果の検証)
	事務事業の目的	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	東京都では待機児童解消に向けた緊急対策として実施しており、今後も継続的に制度が存続する可能性は高くはないことから、早期に実施する必要がある。			
	事務事業の目的	保育所等において、監視モニターやベビーセンサー等の設備、機器導入を促進し、保育従事職員が行う午睡チェックを補強するとともに、保育従事職員の心理的な負担を軽減することで、午睡中の児童の安全対策を一層強化する。	総事業費	事業費 22,000 人件費 1,475 合計 23,475	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育環境の更なる充実を図るためにも保育中の事故の未然防止を強化することは重要。		改善したうえで実施 事業実施にあたっては、必要性や効果を十分検証し、国や都の補助金を活用し効果的に実施すること。また、保育所等のニーズを確認し、要望しない理由も確認すること(事故防止対策ができていないか)。
	事務事業の目的	1施設あたり100万円を上限 【事業期間】 平成29年度～平成31年度(都補助事業実施期間) ※「3 事業費・人件費の推移」では便宜的に平成30年度中に全園に補助するものとして積算した。 【充当財源】 都補助(都10/10) ※平成30年度に国で同様の補助制度創設の動きがあり、その動向によっては、平成30年度以降の都補助内容が変更となる可能性があることから、補助率10/10が担保された段階で補正予算で対応することとし、担保されない場合は実施を見送ることとした。なお、平成29年度は補助率10/10が担保されていることから、実施を希望する施設があれば平成29年度中に実施する(3月補正予算対応)。	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 22,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,475 合計 23,475				
	事務事業の目的	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保育施設での需要も十分見込まれる上、東京都の10/10補助となり市の財政負担が生じないことから実施すべきと考える。			

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
9	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	【対象施設】 認可保育園(13園)、認定こども園(2園)、認証保育所(2園) 計17園、家庭的保育者(5名) 【対象経費】 監視モニターやベビーセンサー等、午睡チェック強化のための設備、機器導入に必要な経費 【補助額】 1施設あたり100万円を上限 【事業期間】 平成29年度～平成31年度(都補助事業実施期間) ※「3 事業費・人件費の推移」では便宜的に平成30年度中に全園に補助するものとして積算した。 【充当財源】 都補助(都10/10) ※平成30年度に国で同様の補助制度創設の動きがあり、その動向によっては、平成30年度以降の都補助内容が変更となる可能性があることから、補助率10/10が担保された段階で補正予算で対応することとし、担保されない場合は実施を見送ることとした。なお、平成29年度は補助率10/10が担保されていることから、実施を希望する施設があれば平成29年度中に実施する(3月補正予算対応)。	総事業費	事業費 22,000 人件費 1,475 合計 23,475	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育環境の更なる充実を図るためにも保育中の事故の未然防止を強化することは重要。	改善したうえで実施 事業実施にあたっては、必要性や効果を十分検証し、国や都の補助金を活用し効果的に実施すること。また、保育所等のニーズを確認し、要望しない理由も確認すること(事故防止対策ができていないか)。	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 22,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,475 合計 23,475				有効性 (成果の検証)
	事務事業の目的	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保育施設での需要も十分見込まれる上、東京都の10/10補助となり市の財政負担が生じないことから実施すべきと考える。			
	事務事業の目的	保育所等において、監視モニターやベビーセンサー等の設備、機器導入を促進し、保育従事職員が行う午睡チェックを補強するとともに、保育従事職員の心理的な負担を軽減することで、午睡中の児童の安全対策を一層強化する。	総事業費	事業費 22,000 人件費 1,475 合計 23,475	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	保育環境の更なる充実を図るためにも保育中の事故の未然防止を強化することは重要。		改善したうえで実施 事業実施にあたっては、必要性や効果を十分検証し、国や都の補助金を活用し効果的に実施すること。また、保育所等のニーズを確認し、要望しない理由も確認すること(事故防止対策ができていないか)。
	事務事業の目的	1施設あたり100万円を上限 【事業期間】 平成29年度～平成31年度(都補助事業実施期間) ※「3 事業費・人件費の推移」では便宜的に平成30年度中に全園に補助するものとして積算した。 【充当財源】 都補助(都10/10) ※平成30年度に国で同様の補助制度創設の動きがあり、その動向によっては、平成30年度以降の都補助内容が変更となる可能性があることから、補助率10/10が担保された段階で補正予算で対応することとし、担保されない場合は実施を見送ることとした。なお、平成29年度は補助率10/10が担保されていることから、実施を希望する施設があれば平成29年度中に実施する(3月補正予算対応)。	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 22,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,475 合計 23,475				
	事務事業の目的	保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付事業	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保育施設での需要も十分見込まれる上、東京都の10/10補助となり市の財政負担が生じないことから実施すべきと考える。			

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
10	学校図書館総合システムの拡大	6月～10月既存図書電子化、11月～運用開始	総事業費	事業費	8,233	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	図書の出貸作業や、蔵書管理など事務の効率化を図ることができる。市図書館と市内小・中学校図書館が同じシステムを導入しネットワークを構築することにより、児童・生徒の読書機会の向上(読書量の増加)について、連携して取り組むことができる。
				人件費	134		
	合計	8,367					
	事務事業の目的 平成27～29年度に小学校7校に導入した学校図書館総合管理システムについて、中学校3校に導入する。学校図書貸出作業や統計処理の合理化を行い、学校図書館司書を活用した読書教育の充実を図るとともに、学校図書館の情報センターとしての活用を推進する。羽村市図書館との連携を図り、読書手帳を活用するなどにより、読書機会の向上を図る。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	図書の出貸状況など学校図書館総合管理システムから得られる統計情報(ニーズ)を基に、学校図書館の蔵書の整備充実を行っていくことにより、年間貸出冊数の増加に向け取り組むことができる。	
			都支出金	0			
			受益者負担額	0			
			その他特定財源	0			
一般財源	8,367	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成29年度に全小学校への整備が完了した。平成30年度に、中学校への整備を行い、市図書館と市内小・中学校の全校に同じシステムを導入し、ネットワークを構築することで、児童・生徒の読書活動の向上を図る必要がある。				
合計	8,367						
※H29.11.6現在							

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
11	教育用コンピュータの更新	1校あたり、ノートパソコン41台、プリンター2台 市役所にサーバ設置 平成30年度 整備予定(平成24年度整備校) 羽村西小、栄小、武蔵野小、羽村三中	総事業費	事業費	35,832	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	小・中学校のコンピュータ教室において、教育用コンピュータの安定稼働、操作性の向上を継続する必要がある。
				人件費	252		
	合計	36,084					
	事務事業の目的 学習指導要領により、情報技術を手段として活用する能力の育成が、教科等を越えた全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力として示されている。児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した調べ学習等を行うよう、小・中学校のコンピュータ室に整備しているノートパソコンについて、機器の老朽化に伴い、システムの安定稼働、操作性向上のため、平成30、31年度の2か年でリースによる更新整備を図る。 平成24、25年度に導入した教育用コンピュータはウィンドウズ7を使用しているが、平成32年1月14日にサポート期限となることから、ウィンドウズ10へのバージョンアップと機器の更新が必要である。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	授業を通じて、児童・生徒がコンピュータや情報ネットワークを活用し、情報活用能力を育成できる。	
			都支出金	0			
			受益者負担額	0			
			その他特定財源	0			
一般財源	36,084	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成24年度導入の教育用コンピュータについては、平成29年度に5年間のリース期間が満了し、保守を1年延長し使用している。老朽し更新が必要である。【情報推進委員会付議済】				
合計	36,084						
※H29.11.6現在							

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
12	英語教育の充実	■授業時数増加に伴い、ALT及びALTコーディネーター、英語コーディネーター、外国語活動アドバイザーの配置時間数の拡充【レベルアップ】 H29 16,773千円 H30 20,903千円(ALT11,842千円、ALTコーディネーター1,881千円、英語コーディネーター4,180千円、外国語活動アドバイザー3,000千円)	総事業費	事業費	22,293	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	東京都委託事業である英語教育推進地域指定事業(H28～29)を活用し、教科化の先行実施に取り組んできたことから、取組みの継続、英語教育内容の高度化に対応するため本事業は必要である。(都内10地域指定)
				人件費	562		
	合計	22,855					
	事務事業の目的 学習指導要領改訂に伴う小学校英語教科化(授業時数の増加等)に向け、平成30年度から先行実施(全面実施平成32年度)することから、更なる英語教育の充実を図る。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	小中一貫教育9年間の取組みの中で、小学校1年生から外国語活動(英語)を取り入れている。その取組みの効果検証を図るため、英検ジュニア(小6)、英検IBA(中1・2)を導入し、個の能力を検証することにより、児童・生徒の意欲の向上につながる。	
			都支出金	0			
			受益者負担額	0			
			その他特定財源	0			
一般財源	22,855	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	小学校英語教科化に向けた先行実施(H30)は、都委託事業の成果の還元を目的としているため、H30に実施する必要がある。				
合計	22,855						
事業費合計 22,293千円			※H29.11.6現在				

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
13	学力向上のための取組みの推進	■学習サポーター小中学校10校へ拡充【レベルアップ】 H29 学習サポーター6,976千円、算数・数学学習サポーター4,988千円 計11,964千円 H30 学習サポーター 14,849千円	総事業費	事業費 18,975 人件費 281 合計 19,256	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	東京都委託事業である学カステップアップ推進地域指定事業(H27～29)を活用し、学力向上に取り組み、システムとして定着してきたことから、取組みの継続、授業の質の向上を図るため事業は有効である。(都内10地域指定)	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 19,256 合計 19,256			
	事務事業の目的	■授業力向上アドバイザーの継続【レベルアップ】 H29 算数・数学授業力向上アドバイザー 3,161千円 H30 授業力向上アドバイザー 3,767千円 ■東京ベーシックドリルの活用(印刷製本費)【新規】 小学4・5年生、中学1・2年生 359千円 事業費合計 18,975千円	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 19,256 合計 19,256	有効性 (成果の検証)	授業改善が図られ、授業の質の向上が図られることにより、児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上が図られる。また、東京ベーシックドリルを活用し、個の能力を検証することにより、基礎学力の定着が図られる。	
	算数・数学を中心とした児童・生徒の学力向上を図るため、学習支援・補習指導体制、教員の授業力向上を図る。また、学力定着を図るため、学年ごとに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材、「東京ベーシックドリル」を活用して知識・技能の確実な定着を図る。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	学力向上や基礎学力の定着については、最重要課題であり、継続して実施する必要がある。			
							改善したうえで実施 今後は学カステップアップ推進地域指定事業で蓄積された成果を生かした取組みを進めること。この際、取組方針を明確にし、事業内容を整理すること。予算のレベルアップ部分については再考が必要。

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
14	就学援助費制度の充実	「新入学準備費」小・中学校入学前支給(新設) 「新入学用品費」小・中学校入学後支給(既設) 「新入学準備費」と「新入学用品費」は同額とし、併給は行わない。事務処理を円滑化するため、既存システムの改修を行う。	総事業費	事業費 72,272 人件費 236 合計 72,508	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者への支援の充実	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 72,508 合計 72,508			
	事務事業の目的	対象数 小・中学生 各80人 交付額 小学生 40,600円/年、中学生 47,400円/年 9～11月 周知(広報・健診時説明)、12～1月申請受付(教育委員会窓口)、2月審査、3月交付	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 72,508 合計 72,508	有効性 (成果の検証)	就学援助費の交付種目に「新入学準備費」を新設することにより、準要保護対象世帯の児童・生徒の新入学時の経済的負担を軽減できる。	
	経済的理由により、就学困難な児童及び生徒の保護者への支援の充実を目的として、学校教育法第19条に基づき実施している就学援助費について、準要保護者に対する交付種目に「新入学準備費」を追加する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	他団体において、30年度新入学予定者への交付が実施されており、本市においても31年度新入学予定者への交付を行う。			
							計画どおり実施 近隣市の取組み状況を踏まえ、早期に対応を図ること。

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
15	特別支援教育支援員の充実	通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への支援を充実するため、教員の資格を有する特別支援教育支援員を小学校全校及び中学校へ拡大して配置・活用していく。また、教員免許のない通常の学級対応の介助員も新規で配置・活用していく。 【小学校】 平成29年度：特別支援教育支援員を全小学校7校に各1名配置及び必要に応じて2人配置(1日6時間 週5日)計9名雇用 ↓ 平成30年度～：特別支援教育支援員を全小学校7校に各2名配置及び必要に応じて4人配置(1日6時間 週5日)計18名雇用 通常の学級対応介助員を全小学校7校に各1名配置(1日6時間 週5日)計7名雇用 【中学校】 平成29年度：特別支援教育支援員を中学校1校に配置(羽村二中・1日6時間 週4日) ↓ 平成30年度～：特別支援教育支援員を二中に2名配置、一中・三中に1名配置(1日6時間 週4日)計4名雇用 通常の学級対応介助員を全中学校3校に各1名配置(1日6時間 週5日)計3名雇用	総事業費	事業費 46,994 人件費 686 合計 47,680	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	通常の学級に在籍する発達障害等を抱える児童・生徒の、特別支援教育における多様なニーズに対応していくためにも、小・中学校全校に特別支援教育支援員を増加配置し、通常の学級対応の介助員を新規に配置することが必要である。	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 47,680 合計 47,680			
	事務事業の目的		財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 47,680 合計 47,680	有効性 (成果の検証)	特別支援教育支援員・通常の学級対応の介助員の配置により、市内小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対し、きめ細やかな指導・支援をすることができる。その結果、学習活動や生活面における不適応により、個別の対応が必要な児童・生徒への対応がより可能となり、結果として学力や学習状況の改善、不登校等への未然防止につながる。	
	特別支援教育支援員の配置により、市内小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対し、効果的な指導を提供することが目的である。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成29年6月に実施した羽村市内小・中学校における「支援が必要な児童・生徒数」が289名(6.5%)との調査結果となった。発達障害等を抱える児童・生徒は通常の学級に多数在籍しており、特別支援教育支援員・通常の学級対応の介助員によるサポートは必要である。			
							改善したうえで実施 支援員等の人数は、現状を踏まえ再検証し、必要最低限の人数にすること(前年同様の経費で実施するなど)。特別支援教育支援員と通常の学級対応の介助員の役割の違いを明確化したうえで、介助員の採用について再検討すること。特別支援教育における支援のあり方において方向性を示すこと。

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価																																																									
16	スクールソーシャルワーカーの充実	スクールソーシャルワーカーを増員し、健全育成上の課題等に関係機関と連携して働きかけるなどの支援の充実を図る。 現在、複雑化、多様化する社会の中で、児童・生徒の取り巻く環境の急激な変化が、児童・生徒たちが抱える課題にも影響をあたえている。学校だけでは解決できないような家庭環境等の課題のある児童・生徒の情報共有や、保護者、児童・生徒との面接、学校内外の関係機関との連携調整を図り、課題の解決を支援していく。現在2名のスクールソーシャルワーカーを配置しているが、1名増員配置し、早期対応を図るため、1名の増員を行う。	総事業費	事業費 4,242 人件費 221 合計 4,463	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	計画どおり実施																																																									
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 2,120 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 2,343 合計 4,463																																																											
	事務事業の目的	虐待や家庭の状況など環境に起因する児童・生徒の問題行動等の課題の円滑な解決を図る。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーは、学校だけでは解決できない家庭等における課題のある児童・生徒の情報を学校と共有し、学校内外の関係機関等の連絡調整を図ることができる。これまでも2名のスクールソーシャルワーカーを配置しているが、対応しきれていない児童・生徒の生活環境の改善の充実を図るため、1名を増員配置することにより早期に対応することができる。	事務事業の評価																																																									
	平成29年度:年104日×2名 ⇒ 平成30年度～:年120日×3名(中学校区ごとの雇用)	家庭環境等に起因する長期欠席児童・生徒の対応を学校と家庭、関係機関と連携して行うことで、家庭及び小・中学校の不登校(傾向)児童・生徒への生活環境の改善を図ることができる。その結果、学校不適応(不登校等)を改善することができる。	平成28年度羽村市内の中学校における不登校生徒出現率は3.98%であり、平成27年度の3.81%に比べると増加している。学校だけでは解決できない家庭環境等に課題のある児童・生徒に対して、福祉的な面から関係機関と調整をして、生活環境の改善を図ることが必要である。不登校児童・生徒の減少や早期に対応することにより不登校を未然に防止するなどにつながるため、平成30年度より速やかに実施することが求められる。																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事務事業名</th> <th>事務事業内容</th> <th>区分</th> <th>平成30年度経費概要 (千円)</th> <th>所管課長評価</th> <th>行政評価委員会評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">17</td> <td rowspan="2">学校と家庭の連携推進事業 (実施中学校:羽村第一中学校・羽村第三中学校) ※羽村第二中学校は平成28年度から実施済み</td> <td rowspan="2">生徒の問題行動(いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等)の解決及び未然防止のため、「家庭と子供の支援員(以下「支援員」という。)」等を学校に配置し、学校生活において適応に課題の見られる生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。 【具体的内容】 ■学校と家庭の連絡推進会議の設置 校内に「学校と家庭の連絡推進会議」を設置し、個々の事例に対する方策の検討及び取組状況の管理等を行う。 構成メンバー:学校管理職・教職員・支援員等 ■支援員の配置(支援員とは:退職教員・民生児童委員・保護司等) 【H29年度1名(羽村二中) H30年度2名増員(各中学校) 計3名配置】 ・登校時の家庭訪問により登校しふり及び不登校の生徒への登校支援及びその保護者への相談・助言 ・登校後の生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言 ・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ■スーパーバイザーの設置 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組にかかる、支援員への助言・支援 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的指導等 スーパーバイザーとは:医師・弁護士・臨床心理士等</td> <td>総事業費</td> <td>事業費 1,173 人件費 161 合計 1,334</td> <td rowspan="2">事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)</td> <td rowspan="2">改善したうえで実施</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国庫支出金 0 都支出金 1,042 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 292 合計 1,334</td> </tr> <tr> <td>事務事業の目的</td> <td>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、これらの課題に地域全体で取り組む教育体制を構築し、地域や学校の実態に即した効果的な取組を推進する。</td> <td>※H29.11.6現在</td> <td>緊急性 (30年度に実施する必要があるか)</td> <td>家庭環境や自分自身の集団適応力等に課題を抱えた生徒が多く、次第に登校できなくなるケースがすべての中学校にみられる。、組織的に不登校生徒に対応する必要がある。</td> <td rowspan="2">事務事業の評価</td> </tr> <tr> <td>■学校と家庭の連絡推進会議の設置 校内に「学校と家庭の連絡推進会議」を設置し、個々の事例に対する方策の検討及び取組状況の管理等を行う。 構成メンバー:学校管理職・教職員・支援員等 ■支援員の配置(支援員とは:退職教員・民生児童委員・保護司等) 【H29年度1名(羽村二中) H30年度2名増員(各中学校) 計3名配置】 ・登校時の家庭訪問により登校しふり及び不登校の生徒への登校支援及びその保護者への相談・助言 ・登校後の生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言 ・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ■スーパーバイザーの設置 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組にかかる、支援員への助言・支援 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的指導等 スーパーバイザーとは:医師・弁護士・臨床心理士等</td> <td>・課題を抱える家庭や不登校傾向が見られる生徒に早めに対応することで不登校を未然に防止する。 ・登校できても教室に入れない生徒に別室で対応する等、確実な適応につなげる。 ・不登校の生徒及び家庭と学校の連携を円滑に進める。 ・教員だけでは対応しきれない家庭についても支援の強化により、効果的に支援の補完をすることができる。</td> <td>平成28年度羽村市内の中学校における不登校生徒出現率は3.98%であり、平成27年度の3.81%に比べると増加している。不登校生徒や不登校傾向にある生徒の本人の特性(発達障害や適応障害)や家庭環境等、複雑な背景があり、不登校率の減少に向けての取組強化は急務である。早急に準備し平成30年度から全校配置による実施をしていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事務事業名</th> <th>事務事業内容</th> <th>区分</th> <th>平成30年度経費概要 (千円)</th> <th>所管課長評価</th> <th>行政評価委員会評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">18</td> <td rowspan="2">子どもや若者の育成支援(羽村市子ども・若者計画策定に向けた基礎調査の実施)</td> <td rowspan="2">平成30年度 ・意識及びニーズ調査 内容:企画・設計、実施・回収、集計・分析、報告書作成 対象:子ども・若者育成支援推進法における思春期以降の子ども・若者(13歳から40歳未満までの者)を想定 規模:調査項目25問程度、サンプル数1,500程度(予定)</td> <td>総事業費</td> <td>事業費 2,000 人件費 184 合計 2,184</td> <td rowspan="2">事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)</td> <td rowspan="2">改善したうえで実施</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国庫支出金 0 都支出金 1,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,184 合計 2,184</td> </tr> <tr> <td>事務事業の目的</td> <td>全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、計画期間が平成31年度に満了する「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改定にあたり、「子ども・若者計画」を一体化し盛り込む。そのため、子ども若者育成支援推進大綱にある子ども・若者育成支援に対するニーズや課題を把握することを目的に、若者を対象としたアンケート調査を専門的知識をもつコンサルタントに委託し実施する(「子ども・子育て支援事業計画」においては、対象を就学前児童及び就学児童とする調査が必要なため、この若者等を対象にした調査を児童青少年課が行う)。</td> <td>※H29.11.6現在</td> <td>緊急性 (30年度に実施する必要があるか)</td> <td>第五次長期総合計画後期基本計画に掲げる「子どもや若者への支援の推進」のために、市民のニーズや課題を把握するため調査を実施することは重要なことである。また、「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を盛り込み策定することは効率的・効果的であるとともに、市民にもわかりやすい。専門知識が必要な調査実施のため、コンサルに委託することは、都補助も1/2見込まれ効果的である。</td> <td rowspan="2">事務事業の評価</td> </tr> <tr> <td>この調査結果を反映し、「子ども・若者計画」に盛り込むことで、より実効性のある計画になり有効性が高い。</td> <td>平成31年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むためには、平成30年度に調査を実施することが望ましい。また、平成30年度中に実施し報告書を作成した場合は都補助1/2が見込まれる。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>							No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	17	学校と家庭の連携推進事業 (実施中学校:羽村第一中学校・羽村第三中学校) ※羽村第二中学校は平成28年度から実施済み	生徒の問題行動(いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等)の解決及び未然防止のため、「家庭と子供の支援員(以下「支援員」という。)」等を学校に配置し、学校生活において適応に課題の見られる生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。 【具体的内容】 ■学校と家庭の連絡推進会議の設置 校内に「学校と家庭の連絡推進会議」を設置し、個々の事例に対する方策の検討及び取組状況の管理等を行う。 構成メンバー:学校管理職・教職員・支援員等 ■支援員の配置(支援員とは:退職教員・民生児童委員・保護司等) 【H29年度1名(羽村二中) H30年度2名増員(各中学校) 計3名配置】 ・登校時の家庭訪問により登校しふり及び不登校の生徒への登校支援及びその保護者への相談・助言 ・登校後の生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言 ・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ■スーパーバイザーの設置 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組にかかる、支援員への助言・支援 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的指導等 スーパーバイザーとは:医師・弁護士・臨床心理士等	総事業費	事業費 1,173 人件費 161 合計 1,334	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,042 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 292 合計 1,334	事務事業の目的	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、これらの課題に地域全体で取り組む教育体制を構築し、地域や学校の実態に即した効果的な取組を推進する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	家庭環境や自分自身の集団適応力等に課題を抱えた生徒が多く、次第に登校できなくなるケースがすべての中学校にみられる。、組織的に不登校生徒に対応する必要がある。	事務事業の評価	■学校と家庭の連絡推進会議の設置 校内に「学校と家庭の連絡推進会議」を設置し、個々の事例に対する方策の検討及び取組状況の管理等を行う。 構成メンバー:学校管理職・教職員・支援員等 ■支援員の配置(支援員とは:退職教員・民生児童委員・保護司等) 【H29年度1名(羽村二中) H30年度2名増員(各中学校) 計3名配置】 ・登校時の家庭訪問により登校しふり及び不登校の生徒への登校支援及びその保護者への相談・助言 ・登校後の生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言 ・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ■スーパーバイザーの設置 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組にかかる、支援員への助言・支援 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的指導等 スーパーバイザーとは:医師・弁護士・臨床心理士等	・課題を抱える家庭や不登校傾向が見られる生徒に早めに対応することで不登校を未然に防止する。 ・登校できても教室に入れない生徒に別室で対応する等、確実な適応につなげる。 ・不登校の生徒及び家庭と学校の連携を円滑に進める。 ・教員だけでは対応しきれない家庭についても支援の強化により、効果的に支援の補完をすることができる。	平成28年度羽村市内の中学校における不登校生徒出現率は3.98%であり、平成27年度の3.81%に比べると増加している。不登校生徒や不登校傾向にある生徒の本人の特性(発達障害や適応障害)や家庭環境等、複雑な背景があり、不登校率の減少に向けての取組強化は急務である。早急に準備し平成30年度から全校配置による実施をしていく必要がある。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事務事業名</th> <th>事務事業内容</th> <th>区分</th> <th>平成30年度経費概要 (千円)</th> <th>所管課長評価</th> <th>行政評価委員会評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">18</td> <td rowspan="2">子どもや若者の育成支援(羽村市子ども・若者計画策定に向けた基礎調査の実施)</td> <td rowspan="2">平成30年度 ・意識及びニーズ調査 内容:企画・設計、実施・回収、集計・分析、報告書作成 対象:子ども・若者育成支援推進法における思春期以降の子ども・若者(13歳から40歳未満までの者)を想定 規模:調査項目25問程度、サンプル数1,500程度(予定)</td> <td>総事業費</td> <td>事業費 2,000 人件費 184 合計 2,184</td> <td rowspan="2">事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)</td> <td rowspan="2">改善したうえで実施</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国庫支出金 0 都支出金 1,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,184 合計 2,184</td> </tr> <tr> <td>事務事業の目的</td> <td>全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、計画期間が平成31年度に満了する「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改定にあたり、「子ども・若者計画」を一体化し盛り込む。そのため、子ども若者育成支援推進大綱にある子ども・若者育成支援に対するニーズや課題を把握することを目的に、若者を対象としたアンケート調査を専門的知識をもつコンサルタントに委託し実施する(「子ども・子育て支援事業計画」においては、対象を就学前児童及び就学児童とする調査が必要なため、この若者等を対象にした調査を児童青少年課が行う)。</td> <td>※H29.11.6現在</td> <td>緊急性 (30年度に実施する必要があるか)</td> <td>第五次長期総合計画後期基本計画に掲げる「子どもや若者への支援の推進」のために、市民のニーズや課題を把握するため調査を実施することは重要なことである。また、「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を盛り込み策定することは効率的・効果的であるとともに、市民にもわかりやすい。専門知識が必要な調査実施のため、コンサルに委託することは、都補助も1/2見込まれ効果的である。</td> <td rowspan="2">事務事業の評価</td> </tr> <tr> <td>この調査結果を反映し、「子ども・若者計画」に盛り込むことで、より実効性のある計画になり有効性が高い。</td> <td>平成31年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むためには、平成30年度に調査を実施することが望ましい。また、平成30年度中に実施し報告書を作成した場合は都補助1/2が見込まれる。</td> </tr> </tbody> </table>							No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	18	子どもや若者の育成支援(羽村市子ども・若者計画策定に向けた基礎調査の実施)	平成30年度 ・意識及びニーズ調査 内容:企画・設計、実施・回収、集計・分析、報告書作成 対象:子ども・若者育成支援推進法における思春期以降の子ども・若者(13歳から40歳未満までの者)を想定 規模:調査項目25問程度、サンプル数1,500程度(予定)	総事業費	事業費 2,000 人件費 184 合計 2,184	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,184 合計 2,184	事務事業の目的	全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、計画期間が平成31年度に満了する「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改定にあたり、「子ども・若者計画」を一体化し盛り込む。そのため、子ども若者育成支援推進大綱にある子ども・若者育成支援に対するニーズや課題を把握することを目的に、若者を対象としたアンケート調査を専門的知識をもつコンサルタントに委託し実施する(「子ども・子育て支援事業計画」においては、対象を就学前児童及び就学児童とする調査が必要なため、この若者等を対象にした調査を児童青少年課が行う)。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	第五次長期総合計画後期基本計画に掲げる「子どもや若者への支援の推進」のために、市民のニーズや課題を把握するため調査を実施することは重要なことである。また、「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を盛り込み策定することは効率的・効果的であるとともに、市民にもわかりやすい。専門知識が必要な調査実施のため、コンサルに委託することは、都補助も1/2見込まれ効果的である。	事務事業の評価	この調査結果を反映し、「子ども・若者計画」に盛り込むことで、より実効性のある計画になり有効性が高い。	平成31年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むためには、平成30年度に調査を実施することが望ましい。また、平成30年度中に実施し報告書を作成した場合は都補助1/2が見込まれる。
	No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価																																																								
	17	学校と家庭の連携推進事業 (実施中学校:羽村第一中学校・羽村第三中学校) ※羽村第二中学校は平成28年度から実施済み	生徒の問題行動(いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等)の解決及び未然防止のため、「家庭と子供の支援員(以下「支援員」という。)」等を学校に配置し、学校生活において適応に課題の見られる生徒へ直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。 【具体的内容】 ■学校と家庭の連絡推進会議の設置 校内に「学校と家庭の連絡推進会議」を設置し、個々の事例に対する方策の検討及び取組状況の管理等を行う。 構成メンバー:学校管理職・教職員・支援員等 ■支援員の配置(支援員とは:退職教員・民生児童委員・保護司等) 【H29年度1名(羽村二中) H30年度2名増員(各中学校) 計3名配置】 ・登校時の家庭訪問により登校しふり及び不登校の生徒への登校支援及びその保護者への相談・助言 ・登校後の生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言 ・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ■スーパーバイザーの設置 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組にかかる、支援員への助言・支援 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的指導等 スーパーバイザーとは:医師・弁護士・臨床心理士等	総事業費	事業費 1,173 人件費 161 合計 1,334	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施																																																								
				財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,042 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 292 合計 1,334																																																										
		事務事業の目的	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、これらの課題に地域全体で取り組む教育体制を構築し、地域や学校の実態に即した効果的な取組を推進する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	家庭環境や自分自身の集団適応力等に課題を抱えた生徒が多く、次第に登校できなくなるケースがすべての中学校にみられる。、組織的に不登校生徒に対応する必要がある。	事務事業の評価																																																								
		■学校と家庭の連絡推進会議の設置 校内に「学校と家庭の連絡推進会議」を設置し、個々の事例に対する方策の検討及び取組状況の管理等を行う。 構成メンバー:学校管理職・教職員・支援員等 ■支援員の配置(支援員とは:退職教員・民生児童委員・保護司等) 【H29年度1名(羽村二中) H30年度2名増員(各中学校) 計3名配置】 ・登校時の家庭訪問により登校しふり及び不登校の生徒への登校支援及びその保護者への相談・助言 ・登校後の生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言 ・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ■スーパーバイザーの設置 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた取組にかかる、支援員への助言・支援 ・児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的指導等 スーパーバイザーとは:医師・弁護士・臨床心理士等	・課題を抱える家庭や不登校傾向が見られる生徒に早めに対応することで不登校を未然に防止する。 ・登校できても教室に入れない生徒に別室で対応する等、確実な適応につなげる。 ・不登校の生徒及び家庭と学校の連携を円滑に進める。 ・教員だけでは対応しきれない家庭についても支援の強化により、効果的に支援の補完をすることができる。	平成28年度羽村市内の中学校における不登校生徒出現率は3.98%であり、平成27年度の3.81%に比べると増加している。不登校生徒や不登校傾向にある生徒の本人の特性(発達障害や適応障害)や家庭環境等、複雑な背景があり、不登校率の減少に向けての取組強化は急務である。早急に準備し平成30年度から全校配置による実施をしていく必要がある。																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事務事業名</th> <th>事務事業内容</th> <th>区分</th> <th>平成30年度経費概要 (千円)</th> <th>所管課長評価</th> <th>行政評価委員会評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">18</td> <td rowspan="2">子どもや若者の育成支援(羽村市子ども・若者計画策定に向けた基礎調査の実施)</td> <td rowspan="2">平成30年度 ・意識及びニーズ調査 内容:企画・設計、実施・回収、集計・分析、報告書作成 対象:子ども・若者育成支援推進法における思春期以降の子ども・若者(13歳から40歳未満までの者)を想定 規模:調査項目25問程度、サンプル数1,500程度(予定)</td> <td>総事業費</td> <td>事業費 2,000 人件費 184 合計 2,184</td> <td rowspan="2">事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)</td> <td rowspan="2">改善したうえで実施</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国庫支出金 0 都支出金 1,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,184 合計 2,184</td> </tr> <tr> <td>事務事業の目的</td> <td>全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、計画期間が平成31年度に満了する「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改定にあたり、「子ども・若者計画」を一体化し盛り込む。そのため、子ども若者育成支援推進大綱にある子ども・若者育成支援に対するニーズや課題を把握することを目的に、若者を対象としたアンケート調査を専門的知識をもつコンサルタントに委託し実施する(「子ども・子育て支援事業計画」においては、対象を就学前児童及び就学児童とする調査が必要なため、この若者等を対象にした調査を児童青少年課が行う)。</td> <td>※H29.11.6現在</td> <td>緊急性 (30年度に実施する必要があるか)</td> <td>第五次長期総合計画後期基本計画に掲げる「子どもや若者への支援の推進」のために、市民のニーズや課題を把握するため調査を実施することは重要なことである。また、「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を盛り込み策定することは効率的・効果的であるとともに、市民にもわかりやすい。専門知識が必要な調査実施のため、コンサルに委託することは、都補助も1/2見込まれ効果的である。</td> <td rowspan="2">事務事業の評価</td> </tr> <tr> <td>この調査結果を反映し、「子ども・若者計画」に盛り込むことで、より実効性のある計画になり有効性が高い。</td> <td>平成31年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むためには、平成30年度に調査を実施することが望ましい。また、平成30年度中に実施し報告書を作成した場合は都補助1/2が見込まれる。</td> </tr> </tbody> </table>							No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	18		子どもや若者の育成支援(羽村市子ども・若者計画策定に向けた基礎調査の実施)	平成30年度 ・意識及びニーズ調査 内容:企画・設計、実施・回収、集計・分析、報告書作成 対象:子ども・若者育成支援推進法における思春期以降の子ども・若者(13歳から40歳未満までの者)を想定 規模:調査項目25問程度、サンプル数1,500程度(予定)	総事業費	事業費 2,000 人件費 184 合計 2,184	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,184 合計 2,184	事務事業の目的	全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、計画期間が平成31年度に満了する「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改定にあたり、「子ども・若者計画」を一体化し盛り込む。そのため、子ども若者育成支援推進大綱にある子ども・若者育成支援に対するニーズや課題を把握することを目的に、若者を対象としたアンケート調査を専門的知識をもつコンサルタントに委託し実施する(「子ども・子育て支援事業計画」においては、対象を就学前児童及び就学児童とする調査が必要なため、この若者等を対象にした調査を児童青少年課が行う)。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	第五次長期総合計画後期基本計画に掲げる「子どもや若者への支援の推進」のために、市民のニーズや課題を把握するため調査を実施することは重要なことである。また、「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を盛り込み策定することは効率的・効果的であるとともに、市民にもわかりやすい。専門知識が必要な調査実施のため、コンサルに委託することは、都補助も1/2見込まれ効果的である。	事務事業の評価	この調査結果を反映し、「子ども・若者計画」に盛り込むことで、より実効性のある計画になり有効性が高い。	平成31年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むためには、平成30年度に調査を実施することが望ましい。また、平成30年度中に実施し報告書を作成した場合は都補助1/2が見込まれる。																																
No.		事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価																																																								
18		子どもや若者の育成支援(羽村市子ども・若者計画策定に向けた基礎調査の実施)	平成30年度 ・意識及びニーズ調査 内容:企画・設計、実施・回収、集計・分析、報告書作成 対象:子ども・若者育成支援推進法における思春期以降の子ども・若者(13歳から40歳未満までの者)を想定 規模:調査項目25問程度、サンプル数1,500程度(予定)	総事業費	事業費 2,000 人件費 184 合計 2,184	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施																																																								
				財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,000 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,184 合計 2,184																																																										
		事務事業の目的	全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、計画期間が平成31年度に満了する「羽村市子ども・子育て支援事業計画」の改定にあたり、「子ども・若者計画」を一体化し盛り込む。そのため、子ども若者育成支援推進大綱にある子ども・若者育成支援に対するニーズや課題を把握することを目的に、若者を対象としたアンケート調査を専門的知識をもつコンサルタントに委託し実施する(「子ども・子育て支援事業計画」においては、対象を就学前児童及び就学児童とする調査が必要なため、この若者等を対象にした調査を児童青少年課が行う)。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	第五次長期総合計画後期基本計画に掲げる「子どもや若者への支援の推進」のために、市民のニーズや課題を把握するため調査を実施することは重要なことである。また、「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を盛り込み策定することは効率的・効果的であるとともに、市民にもわかりやすい。専門知識が必要な調査実施のため、コンサルに委託することは、都補助も1/2見込まれ効果的である。	事務事業の評価																																																								
		この調査結果を反映し、「子ども・若者計画」に盛り込むことで、より実効性のある計画になり有効性が高い。	平成31年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むためには、平成30年度に調査を実施することが望ましい。また、平成30年度中に実施し報告書を作成した場合は都補助1/2が見込まれる。																																																												

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
19	スポーツセンター空調設置工事設計業務委託	近年の夏季における熱中症対策として、温度と相対湿度における熱中症予防運動指針を目安に暑さ対策を講じる必要があり、ホールに冷房を設置し、夏季における安全対策を講じるとともに、スポーツ活動の一層の普及促進を図るものである。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連の補助金を有効に活用し、事前キャンプ地としての誘致活動を行うとともに、夏季におけるホールの稼働率を高めていく。	総事業費	事業費 23,818 人件費 729 合計 24,547	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	熱中症予防運動指針による夏季におけるホールの環境整備が求められており、事故防止の観点から冷房設置が求められる。	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 24,547 合計 24,547			
	事務事業の目的	現在、スポーツセンターの第一ホール及び第二ホールには冷房が設置されていないが、夏季にはホールの温度と相対湿度における熱中症予防運動指針で運動は危険とされるレベルが年々高まっており、利用者の安全を確保していくうえで冷房の設置が求められており、羽村市体育協会からも毎年要望書が提出されている。 冷房の設置は、利用者ニーズに答えるだけでなく、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプの誘致面からも、他市と同等の設備の充実が必要である。	平成30年度 スポーツセンター空調設置工事設計業務委託料(建築課) 平成31年度 スポーツセンター空調設置工事(建築課)	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地の有力候補になるためにも、冷房の設置は必須であり、施設の付加価値を高めるため、東京都の補助金を有効に活用するうえでも、至急実施していく必要がある。	その他 補助金の対象となるメニューを模索するとともに、経費についても歳出削減を図るよう改めて検証すること。 防衛の補助金を活用し施設を改修しているため、事業実施に当たり財産の処分当たる場合についても考えること。 これまでの施設改修で事業を延期した経緯を再検証し、付加価値をつけるなどにより必要性について明確化したうえで実施すること。
	所管課 生涯学習部 スポーツ推進課						
	行政評価委員会評価						
	事務事業の評価						

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
20	スポーツセンター卓球場床改修工事	スポーツセンターの卓球場は、子どもから高齢者まで多くの方の利用がある。(平成28年度で16,122人、うち子供6,592人)現在、レクリエーション施設として卓球場を個人利用者に開放してラケットやボールを無償で貸し出し利用しているが、高齢者が頻く転倒事故が発生しているため、現在のカーペット敷きからクッション性の高い材質に変更する。	総事業費	事業費 6,645 人件費 41 合計 6,686	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	現在のカーペット敷きよりもクッション性の高い床材にすることで、より安全性を向上させる。	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 6,686 合計 6,686			
	事務事業の目的	○レックスコート張り 6.5mm厚 209㎡ 現在、スポーツセンターの卓球場については、いつでも誰でも用具がなくても気軽にスポーツに親しめるよう、用具の貸し出しをするとともに、靴下(裸足)等でも利用できるようなカーペット敷きの床にしている。より安全性を考慮し、足腰に負担の少ないクッション性の高い床材に変更することで、子どもから高齢の方までが安心して利用できる施設になり、利便性も向上する。	○レックスコート張り 6.5mm厚 209㎡	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	高齢者の転倒事故が発生しているため、事故防止の観点から至急改善していく必要がある。また、個人使用料の改正をする年度に実施することで、より利便性の向上が図られる。	改善したうえで実施 バリアフリー、防災拠点などの観点から補助金の対象となるメニューを模索すること。 安全性を最優先に利用方法を再検証すること。
	所管課 生涯学習部 スポーツ推進課						
	行政評価委員会評価						
	事務事業の評価						

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
21	新図書館システム(ICタグ化)の導入	平成30年4月よりICタグを調達し、職員により図書館本館開架資料に貼付を行う。平成30年11月の機器の入れ替えに合わせ、ICタグを使用した読取装置、盗難防止装置、自動貸出機等を導入する。	総事業費	事業費 19,130 人件費 3,045 合計 22,175	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	図書館の利用管理システム系は近年IC化が進み、それに伴って利便性、安全性の向上が格段に進歩している。将来、発展性も考えるとIC化移行の時期である。IC稼働のためには膨大な蔵書1冊1冊に装備を行う必要がある、段階的に移行していく必要がある。	
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 22,175 合計 22,175			
	事務事業の目的	図書館電算システムは平成30年10月末でリース期間満了を迎える。現在はクラウドの導入により、安定して稼働している。平成32年1月には業務用端末で使用しているWindows7のサポート延長が終了するため、安全かつ安定した利用を継続するためには機器の入替が必要である。 図書館資料はバーコードにより管理し、盗難防止については磁気テープにより行っているが、盗難防止装置が老朽化しつつある。近年ではICチップによる蔵書管理に移行する図書館などが多く、貸出返却処理の迅速化や一層の正確化、蔵書点検の期間短縮、自動貸出機による貸出しや予約棚の導入などにより利用者の利便性を向上し、プライバシーの一層の保護など飛躍的に市民サービスが向上している。当市でも将来的な管理体制と市民サービスの向上を目的として段階的なICチップの導入を年次的に実施する。	平成30年4月よりICタグを調達し、職員により図書館本館開架資料に貼付を行う。平成30年11月の機器の入れ替えに合わせ、ICタグを使用した読取装置、盗難防止装置、自動貸出機等を導入する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	図書館システムのうち端末のコンピューターのOSサポートが平成32年1月に終了するため、外部からの脅威に対応するためにはクライアント部分の入れ替えは必須である。	次年度以降持ち越し 蔵書数に対する対応人数の根拠が乏しく、無理が生じる可能性が高いため、再検証すること。 委託による貼替えも視野に入れ、現実的な導入計画を検討すること。
	所管課 生涯学習部 図書館						
	行政評価委員会評価						
	事務事業の評価						

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち【福祉・健康の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
22	介護福祉施設の指導検査	介護福祉施設の指導検査について、指定市町村事務受託法人に検査の一部を委託して実施する。 ・指定市町村事務受託法人との共同検査(検査の一部委託):年5施設(予定) ・指導検査研修の参加:年3回	総事業費	351	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	福祉施設の指導検査事務は、東京都から区市に移譲され、今後は市で実施することとなっている。平成29年度に新設された法人・施設指導係では、従来から実施している社会福祉法人の指導検査に加え、介護・障害・保育施設の指導検査を順次実施することとしている。このうち、平成29年度は介護福祉施設の指導検査を実施しているが、検査の精度を高めるため、さらなるレベルアップが必要である。	計画どおり実施 自立した事業運営を目指し、継続した委託事業とならないよう、職員のスキルアップを図りながら、計画どおり実施すること。
			人件費	1,033			
	合計	1,384					
	事務事業の目的	介護施設の指導検査事務については、東京都から区市へ事務移譲され、平成29年度以降、順次実施することとなっている。市では、平成29年度から社会福祉課に法人・施設指導係が新設され、介護・障害・保育の福祉施設の検査を担当することとしており、平成29年度から介護施設の指導検査を開始したが、指導検査のレベルアップを図り、介護施設の運営を適正に行うよう指導する。	財源内訳	0	有効性 (成果の検証)	市内の福祉施設について市が指導検査を実施することにより、社会福祉法人の検査と施設検査を一体的に行うことができ、効率性が向上する。	
	国庫支出金		0				
	都支出金		0				
	受益者負担額		0				
		その他特定財源	0				
		一般財源	1,384				
		合計	1,384				
		※H29.11.6現在			緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	本事務は、東京都から区市に移譲された事務であり、遅滞なく実施する必要がある。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
23	認知症初期集中支援推進チームの設置	事業の実施主体は羽村市となる。事業は適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託して実施する。 ①認知症初期集中支援チーム員の構成 1)認知症の知識を持つ専門職(医療職系 + 介護職系 各々1人以上) 2)専門医(認知症サポート医など 1人以上) ②支援の対象者 認知症に対する適切な医療、介護サービス等を受けられていない者 ③支援の内容 認知症知識を持つ専門職チームが自宅訪問や面談等を繰り返し、専門医療機関の受診・介護サービス利用の説明や利用支援などを認知症の状況に応じて実施する(支援期間は最大6か月間)	総事業費	2,205	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	介護保険法の改正による地域支援事業の充実に基づくものであり、第6期介護保険事業計画においても、認知症施策の推進は、重点的に取り組む施策としている。	計画どおり実施 今後の高齢化の進展に伴い事例が多くなる可能性もあり、事業の目的に則した効果が発揮されるよう、利用者へのアプローチ方法などの検証をしながら、計画どおり実施すること。
			人件費	936			
	合計	3,141					
	事務事業の目的	平成27年4月施行の介護保険法の改正により、地域支援事業の充実のため、認知症初期集中支援推進事業において、平成30年度には全ての市町村で認知症初期集中支援チームを設置することとされた。認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的とする。	財源内訳	849	有効性 (成果の検証)	認知症の人やその家族に早期に係わる「認知症初期集中支援チーム」の配置により、早期診断・早期対応に向けた支援体制が構築される。	
	国庫支出金		424				
	都支出金		508				
	受益者負担額		0				
		その他特定財源	0				
		一般財源	1,360				
		合計	3,141				
		※H29.11.6現在			緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	介護保険法の改正により、認知症初期集中支援推進事業は、平成27年度から順次取組み、平成30年4月からは、全ての市町村で実施することとされている。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
24	介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB及び通所型サービスB(住民主体による)事業	①訪問型サービス 市が実施する研修を修了したボランティア等により実施される日常の家事援助の訪問型サービス。(訪問型サービスB) 事業の実施については、羽村市シルバー人材センター及び羽村市社会福祉協議会を協力団体とし研修終了後は、協力団体に登録し活動をする。市は、協力団体が定めるサービス単価を踏まえ、別に定める額を支払う。(利用者負担額を除く) ②通所型サービス ボランティア等により実施される住民主体の通所型サービスで補助対象団体に補助金を交付する。(通所型サービスB) 事業の実施については、構成員2人以上の団体とし、総合事業対象者の受入れ人数に応じて上限額の範囲内で補助金を交付する。	総事業費	3,096	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	介護予防・日常生活支援総合事業の効果的かつ効率的な支援のために必要である。	改善したうえで実施 通所型サービスについては、利用する市民に不利益がないよう実施主体の育成にも努めていくとともに、デイサービス事業者等への協力要請等も行い、事業者・市民・行政が連携した取組みとなるよう改善したうえで実施すること。
			人件費	2,229			
	合計	5,325					
	事務事業の目的	介護予防・日常生活支援総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。	財源内訳	686	有効性 (成果の検証)	居宅要支援被保険者等が利用できるサービスとして選択肢が増える。要介護状態の悪化を予防することで介護保険給付の減につながる。	
	国庫支出金		387				
	都支出金		1,636				
	受益者負担額		0				
		その他特定財源	0				
		一般財源	2,616				
		合計	5,325				
		※H29.11.6現在			緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	利用希望者が潜在的にあり、すでに開始しているA、Cサービスの受け皿とする。担い手であるボランティアに意欲がある。利用者の選択肢を広げ、結果として費用の効率化を図る点からも、早期に実施する必要がある。	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち【福祉・健康の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価																	
25	<p>要介護者等の相談支援事業等の実施(地域包括支援センターの全委託化)</p> <p>事務事業の目的 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、できる限り自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談支援業務・権利擁護業務等を行い、総合的な生活支援を行っている。 高齢化が進展する中、総合的な生活支援の充実を図るため、平成29年10月に、地域包括支援センターを1カ所増設(委託)し、3カ所で運営を行っている。 市では、さらなる高齢化の進展に対応するため、直営の地域包括支援センターを委託とし、市は、3カ所の委託型地域包括支援センターを統括する役割として、一体的、効率的及び効果的に運営していくものである。</p>	<p>平成30年10月に、市直営の地域包括支援センターを委託とし、全ての地域包括支援センターを委託型地域包括支援センターとし、担当地区を変更する。なお、全委託化にあたっては、利用者に不利益とならないよう、周知・引継ぎ等を十分に行う。 また、市は、委託型地域包括支援センターを統括するため、専門職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれか又は全て)を置くこととする。</p> <p>直営1カ所、委託2カ所 → 委託3カ所</p>	<p>総事業費</p> <table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>48,500</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>28,221</td></tr> <tr><td>合計</td><td>76,721</td></tr> </table> <p>財源内訳</p> <table border="1"> <tr><td>国庫支出金</td><td>18,673</td></tr> <tr><td>都支出金</td><td>9,336</td></tr> <tr><td>受益者負担額</td><td>11,155</td></tr> <tr><td>その他特定財源</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td>37,557</td></tr> <tr><td>合計</td><td>76,721</td></tr> </table>	事業費	48,500	人件費	28,221	合計	76,721	国庫支出金	18,673	都支出金	9,336	受益者負担額	11,155	その他特定財源	0	一般財源	37,557	合計	76,721	<p>所管課長評価</p> <p>事務事業の分析</p> <p>事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由) 地域包括支援センターは、高齢化の進展により、相談件数等の増、困難化などに対応しながら、地域支援事業の拡充等に取り組むなど、求められる役割もより重要になっている。 また、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、その協働により事業を行わなければならないが、民間の力を活用することにより、専門的で安定的な支援を行うことが可能となる。</p> <p>有効性 (成果の検証) 委託による3つのセンターが必要に応じて連携を図りながら、地域の高齢者へのきめ細やかな支援を行い、市がセンター間の総合調整や後方支援を行う体制が構築される。</p> <p>緊急性 (30年度に実施する必要があるか) 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを核とし高齢者の支援体制を構築することは、早急に取り組むことが必要であり、市内には、地域包括支援センターの受託が可能な社会資源も整っていることから実施する必要がある。</p>	<p>行政評価委員会評価</p> <p>事務事業の評価</p> <p>計画どおり実施 高齢者が住み慣れた地域で継続した生活ができるための総合的な支援は必要不可欠であり、計画どおり実施すること。また、アウトソーシングに対する人件費の削減が図られるよう工夫すること。</p>
				事業費	48,500																		
				人件費	28,221																		
				合計	76,721																		
				国庫支出金	18,673																		
				都支出金	9,336																		
				受益者負担額	11,155																		
				その他特定財源	0																		
				一般財源	37,557																		
				合計	76,721																		

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価																	
26	<p>福祉作業所「スマイル工房」の施設整備の支援</p> <p>事務事業の目的 社会福祉法人そよかぜが運営する「福祉作業所スマイル工房」は、精神障害者を対象とした「就労継続支援B型」事業を実施しており、精神障害者の就労の場として重要な役割を担っている。同施設は昭和44年に羽村市が建設した建物を無償で貸与しているが、築後47年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、同法人が国庫補助等を活用し、場所は移転(市が無償貸与)し平成29、30年度に建設等を行い、平成30年10月の開所を目指している。 この事業に対し、社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び同施行規則に基づき、建設費の一部と備品等の購入費用について助成を行う。この事業を市が補助することにより、移転後の事業開始当初から安定的な運営が確保される。</p>	<p>市補助金額 10,000,000円(工事費8,000千円、備品2,000千円)</p> <p>総工事費 234,360,000円 国庫補助金等 206,571,200円 そよかぜ負担 27,788,800円(市補助金対象) 初度設備 7,765,092円(市補助金対象)</p> <p>建設地 羽村市玉川二丁目3番2、3-2、4-31、4-41 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 2階建 建築面積 597.78㎡、延床面積 676.11㎡</p> <p>工事完了予定日 平成30年3月31日</p>	<p>総事業費</p> <table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>150</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,150</td></tr> </table> <p>財源内訳</p> <table border="1"> <tr><td>国庫支出金</td><td>0</td></tr> <tr><td>都支出金</td><td>0</td></tr> <tr><td>受益者負担額</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他特定財源</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td>10,150</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10,150</td></tr> </table>	事業費	10,000	人件費	150	合計	10,150	国庫支出金	0	都支出金	0	受益者負担額	0	その他特定財源	0	一般財源	10,150	合計	10,150	<p>所管課長評価</p> <p>事務事業の分析</p> <p>事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由) 障害者総合支援法において、障害者の地域における生活の維持及び継続の推進や、就労定着に向けた支援が求められている。精神障害者数は年々増加の傾向にあることから、現在の市内福祉作業所の定員数では十分な状況ではない。身近な場所でサービスを受けることができないという課題を解消するためにも、重要な事業と考える。</p> <p>有効性 (成果の検証) 精神障害者の「就労継続支援B型」の定員が20人から40人に拡充することにより、身近な場所で障害者福祉サービスを受けることができるようになる。</p> <p>緊急性 (30年度に実施する必要があるか) 平成30年3月末に工事完了、平成30年10月に開所予定であることから、平成30年度に実施する必要がある。</p>	<p>行政評価委員会評価</p> <p>事務事業の評価</p> <p>計画どおり実施 障害者の就労支援を図る上で、必要な事業であることから、計画どおり実施すること。なお、補助が適切に行えるよう、支払の時期などについて財政担当と調整を図ること。</p>
				事業費	10,000																		
				人件費	150																		
				合計	10,150																		
				国庫支出金	0																		
				都支出金	0																		
				受益者負担額	0																		
				その他特定財源	0																		
				一般財源	10,150																		
				合計	10,150																		

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価																	
27	<p>手話通訳者養成研修事業</p> <p>事務事業の目的 障害者基本法第3条・22条では、全ての障害のある人について、手話を含む意思疎通の手段についての選択の機会が確保されるべきこと、また、地方公共団体には、障害のある人の円滑な意思疎通を図るために必要な施策を講じることが求められている。さらに、障害者総合支援法における地域生活支援事業において、手話通訳者の養成研修は、市の必須事業として位置づけられている。そのため、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した方をさらにレベルアップさせるための養成研修を実施するものである。 手話通訳者の不足により、慢性的に派遣の調整が困難になっているため、実際に通訳ができる手話通訳者の養成が急務である。</p>	<p>・対象 社会福祉協議会主催の手話講習会(中級)を受講した方、または、同程度の手話ができる方で、手話通訳者を目指す者。 ・内容 手話通訳者を目指すための技術向上研修 ・回数 1回2時間×年40回 計80時間 ※本講習会は、平成31年度以降手話通訳者の養成を継続していくため、講師養成も事業目的の一つとし、毎回の講習会に羽村市ろう者福祉協会の方も参加していただく。</p>	<p>総事業費</p> <table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>1,589</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>304</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,893</td></tr> </table> <p>財源内訳</p> <table border="1"> <tr><td>国庫支出金</td><td>794</td></tr> <tr><td>都支出金</td><td>397</td></tr> <tr><td>受益者負担額</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他特定財源</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td>702</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,893</td></tr> </table>	事業費	1,589	人件費	304	合計	1,893	国庫支出金	794	都支出金	397	受益者負担額	0	その他特定財源	0	一般財源	702	合計	1,893	<p>所管課長評価</p> <p>事務事業の分析</p> <p>事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由) 手話は聴覚障害者にとり、重要なコミュニケーションツールの1つとなっている。また、最近の手話通訳の依頼では病院受診での病気や治療の説明など重要な場面での利用も増えており、技術の高い手話通訳者の育成も求められている。しかし、現在の登録者数では障害者の要望に充分に答えることができないことから、講習会を実施し、手話通訳者の人数を確保する必要があり、講習会は重要な事業であると考えている。</p> <p>有効性 (成果の検証) 手話通訳の登録者を5人から10人程度に増やし、利用者の要望に応えることができる体制づくりを行う。</p> <p>緊急性 (30年度に実施する必要があるか) 実際に活動している手話通訳者は3人と少なく、後継者も現在、いないため、早急に育成する必要があることから、平成30年度に実施する必要がある。</p>	<p>行政評価委員会評価</p> <p>事務事業の評価</p> <p>改善したうえで実施 東京都から地域における手話通訳者の人材育成が求められており、必要性が高い事業ではあるが、通訳士の登録者数に注視しながら、効果的な取組みとなるよう、講習会の回数や経費などの実施内容を精査・改善したうえで実施すること。</p>
				事業費	1,589																		
				人件費	304																		
				合計	1,893																		
				国庫支出金	794																		
				都支出金	397																		
				受益者負担額	0																		
				その他特定財源	0																		
				一般財源	702																		
				合計	1,893																		

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち【福祉・健康の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
28	障害福祉施設の指導検査	障害福祉施設の指導検査について、指定市町村事務受託法人に検査の一部を委託して実施する。 ・指定市町村事務受託法人との共同検査(検査の一部委託):年3施設(予定) ・指導検査研修の参加:年2回	総事業費	事業費 208 人件費 625 合計 833	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	福祉施設の指導検査事務は、東京都から区市に引き継がれ、今後は市で実施することとなっている。平成29年度に新設された法人・施設指導係では、従来から実施している社会福祉法人の指導検査に加え、介護・障害・保育施設の指導検査を順次実施することとしている。このうち、平成29年度は介護福祉施設の指導検査を実施しており、次の段階として、平成30年度から障害施設の指導検査を実施することが必要である。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 833 合計 833		
	事務事業の目的	障害福祉施設の指導検査事務については、東京都から区市へ事務が引き継がれ、平成29年度以降、順次実施することとなっている。市では、平成29年度から社会福祉課に法人・施設指導係が新設され、介護・障害・保育の福祉施設の検査を担当することとしており、平成30年度から障害福祉施設の指導検査を開始し、施設運営を適正に行うよう指導する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	本事務は、東京都から区市に引き継がれた事務であり、遅滞なく実施する必要がある。	計画どおり実施 自立した事業運営を目指し、継続した委託事業とならないよう、職員のスキルアップを図りながら、計画どおり実施すること。
			所管課	福祉健康部 社会福祉課		
					行政評価委員会評価	
					事務事業の評価	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
29	データヘルス計画の推進	データヘルス計画に掲げた推進事業 ①重複・頻回受診者への保健指導(新規) ・・・医療機関の受診回数が多い頻回受診者、同一疾患で複数の医療機関にかかっている重複受診者、同じ薬の処方がある同一月内にある重複服薬対象者に対する訪問指導を実施する。 ②ジェネリック医薬品の利用促進(充実) ・・・現在実施している勧奨通知内容を見直し、ジェネリック医薬品に対する理解や効果など、よりわかりやすい通知内容とする。 ③生活習慣病の重症化予防(充実) ・・・特定健診結果で要医療判定者であるにも関わらず治療を放置している方へ受診勧奨を行う。	総事業費	事業費 10,846 人件費 1,110 合計 11,956	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	国保の財政運営が厳しい状況において、更なる医療費の適正化が求められている。国では保健事業を推進している保険者に対しインセンティブを与える「保険者努力支援制度」を創設し強化を行っている。こうした背景を踏まえ、羽村市国民健康保険データヘルス計画に掲げた事業を実施・充実し、医療費の適正化を図る必要がある。
			財源内訳	国庫支出金 9,609 都支出金 1,237 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,110 合計 11,956		
	事務事業の目的	国民健康保険の被保険者は、被用者保険適用対象者の拡大や後期高齢者医療制度への移行などにより年々減少している一方で、高齢化や新薬の開発など医療技術の進歩により1人当たりの医療費は、年々増加し続けている。国では、医療費の適正化に向けた取り組みを強化するため、一定の基準を満たす保健事業等に対しインセンティブを与える仕組みとして「保険者努力支援制度」を創設した。羽村市においても、医療費等の二次点検やジェネリック医薬品の利用勧奨など、医療費の削減を図ってきたところがあるが、平成28年度に策定した「羽村市国民健康保険データヘルス計画」に掲げた施策の実施及び充実を図り、更なる医療費の適正化に努める。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保健事業の強化等に対し交付される「保険者努力支援制度」による交付金は、国保一元化となる平成30年度より本格化(予算額増加)するなど、医療費の適正化が急務である。	計画どおり実施 補助金の継続性について国や東京都と協議するとともに、医療費削減額などを含め、費用対効果のシミュレーションを行うこと。
			所管課	市民生活部市民課、福祉健康部健康課		
					行政評価委員会評価	
					事務事業の評価	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
30	後期高齢者医療保険料額決定通知書等電算処理・作成委託	保険料額決定通知書及び納付書の印刷・ブックニングを委託化。広域連合からのデータ取込みから納品まで10日程度を想定。平成30年度の対象件数は、特別徴収・普通徴収を合わせて6,950件程度を見込む。 初期費用(プログラム作成等)1,674千円+印刷・封入等費用(数量により変動)500千円=2,174千円	総事業費	事業費 2,174 人件費 304 合計 2,478	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	業務委託導入時の初年度には多くの初期費用を要してしまうが、今後被保険者数は増加の一途であり、それに伴って事務量のさらなる増加が見込まれるため、限られた日程で人員を有効に活用することによって作業を迅速・正確に遂行することができる。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 2,478 合計 2,478		
	事務事業の目的	【作業日程】 1日目:広域連合からデータ還元。本算定処理。 2日目:データ吸上げ(業者) 3日目:データ編集・プリント・検証(業者) 4日目:検証用テストデータ・紙納品(業者) 5日目:市側検証作業 6日目:本番印刷(業者) 7~10日目:封入・納品(印刷から+4日後)(業者) 11~12日目:封緘、引抜き等作業 13日目:郵便局持ち込み	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	毎年、兼務する国民年金事務と繁忙期が重なるため、所管事務のサービス低下を懸念しているが、保険料賦課の事務に割かれていた人員を窓口対応や平常業務に充てることにより、市民サービスの水準を維持・向上させることができる。	計画どおり実施 他の税目ですでに実施している状況をよく確認し、より一層の事務の効率化につなげていくこと。
			所管課	市民生活部 市民課		
					行政評価委員会評価	
					事務事業の評価	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち【福祉・健康の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
31	骨髄移植ドナー支援事業	日 程: 4月1日～翌年3月31日	総事業費	事業費	210	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	計画どおり実施 支えあう福祉のまちづくりを推進する上で必要性が高い事業であることから、広く市民・事業者へのPRを図りながら、計画どおり実施すること。
		対 象: 市民(提供者)及び市民が勤務している事業所等 ※事業所等は、国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。		人件費	101		
	事務事業の目的	規 模: 提供者 年間1～2人	合計	311	有効性 (成果の検証)		
	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血管細胞を提供した者(以下、ドナー)及びその者が勤務する事業所に対し、骨髄移植ドナー支援事業助成金を交付することにより、骨髄等移植の推進及びドナー希望登録者の増加を図ることを目的とする。	助成費用: 提供者1日20,000円(最大7日)、事業所等1日10,000円(最大7日)	財源内訳	国庫支出金		0	
			都支出金	105	ドナー候補者が適合患者に提供しにくい理由として、「仕事の都合」が挙げられ、骨髄等を提供しやすい環境を整えることにより、白血病などの血液疾患患者の完治に役立つことができるため実施する必要がある。		
			受益者負担額	0		ドナー候補者及びその者の事業所等を支援することにより、ドナー及びドナー登録の増加が見込まれる。	
その他特定財源			0				
一般財源	206	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	東京都では、平成27年度より「医療保健政策区市町村包括補助」のメニューに「骨髄移植支援事業」を追加し、実施する区市町村への補助を開始したことにより、年々実施する自治体が増加している。				
合計	311						
			※H29.11.6現在				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
32	前立腺がん検診	日 程: 6月1日～10月31日(医師会との調整が必要)	総事業費	事業費	9,000	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	次年度以降持ち越し 国の指針では「5大がんの受診率の向上」効果が検証されていないがん検診は推進すべきではない」といった方針であることから、新しい検診を実施する必要性は低く、受益者負担の在り方や保険区分の違いによる不平等が生じないなど実施方法についても改善していく必要があることから、次年度以降持ち越しとする。
		対 象: 50歳以上の市民(男性)		人件費	558		
	事務事業の目的	規 模: 受診者数 2,300人(平成29年6月1日現在 50歳以上男性11,569人 約20%)	合計	9,558	有効性 (成果の検証)		
	前立腺がんを早期に発見し、早期治療に結び付け、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。	実施方法: PSA検査(血液採取)により実施。羽村市医師会及び特定健診(集団)実施事業所に委託。	財源内訳	国庫支出金		0	
			都支出金	0	前立腺がん検診を実施することにより、早期発見・早期治療に結びつけることが期待できる。		
			受益者負担額	0			
その他特定財源			0	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	罹患率の高いがんのなかで、女性特有の子宮頸がん、乳がんの各検診は実施しているものの、罹患率が高い男性特有のがん検診は実施していない。また、団体等から毎年要望があり、必要性が高いと考えるため。		
一般財源	9,558						
合計	9,558						
			※H29.11.6現在				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
33	がん検診受診率向上のための受診勧奨の充実	日 程: 7～9月	総事業費	事業費	907	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	計画どおり実施 受診率の向上を目指し、特定財源を活用しながら実施していく必要があることから、計画どおり実施すること。なお、更なる受診率の向上に向けて、勧奨ハガキだけでなく、検診方法の見直しなど、総合的対策についても、引き続き検討していくこと。
		対 象: 40歳以上(子宮頸がんは20歳以上)の市民のうちがん検診未受診者 (子宮頸がん: 20～69歳の女性、乳がん: 40～69歳の女性、大腸がん: 40～69歳の男女)		人件費	204		
	事務事業の目的	規 模: 勧奨者数 約14,500人(平成29年4月1日現在) ※上記対象者の2歳刻みの年齢に送付	合計	1,111	有効性 (成果の検証)		
	受診勧奨の対象年齢を拡充し、受診率向上を目指し、がんの早期発見・早期治療に結び付けることを目的とする。	実施方法: はがきによる個別勧奨	財源内訳	国庫支出金		696	
			都支出金	0	受診勧奨の対象者を拡充することにより、受診率向上に繋がりがり、早期発見・早期治療に結びつけることが期待できる。		
			受益者負担額	0			
その他特定財源			0	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成28年度のがん検診全体の受診率は17.4%となっており、目標値(18.0%)に達していないため、受診勧奨の対象年齢を拡充し、受診率の向上を図る必要がある。		
一般財源	415						
合計	1,111						
			※H29.11.6現在				

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標3 ふれあいと活力あふれるまち【市民生活・産業の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
34	コミュニティセンター舞台照明給電ケーブル修繕	舞台照明設備のケーブル交換修繕	総事業費	事業費	2,576	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	その他	緊急性が高いため、H29年度中の補正予算で対応すること。
				人件費	20			
	合計	2,596						
	事務事業の目的 舞台照明設備装置保守点検報告書で老朽化に伴う事故(感電・火災等)の可能性が指摘されたため、修繕するものです。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	保守点検で報告された老朽化に伴う事故(感電・火災等)の原因を取り除くことにより、リスクの減少が図れる。		
			都支出金	0				
			受益者負担額	0				
その他特定財源			0					
一般財源	2,596	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	保守点検報告において設備の老朽化が指摘され、このまま運用を続けると事故(感電・火災等)の発生が懸念されるので早急に対応する必要がある。					
合計	2,596							
※H29.11.6現在								

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
35	全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の導入及びPLUM法を導入した緊急地震速報への対応	(1)全国瞬時警報システムの新型受信機の導入 ①現在、羽村市に設置しているJアラートの機器(受信装置・自動起動機)では、新型受信機による情報伝達(信号)に対応することはできない。また、機器内部を改修しても対応はできない。(メンテナンス業者より確認) ②H30年度は移行期間として従来の機器及び新型受信機が対応できるように情報伝達される。 ③H31年4月からは、新型受信機に完全移行となるため、H30年度中に新型受信機を導入する必要がある。	総事業費	事業費	2,307	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	計画どおり実施	従来から懸案となっている学校内や他の公共施設内への自動放送についてもあわせて調整すること。 また、導入だけでなく、有事の際の避難行動などについても周知していくこと。
				人件費	597			
	合計	2,904						
	事務事業の目的 (1)全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の導入 現行のJアラートのソフトウェアは、H26年度の特別警報、H27年度の噴火速報を追加し、消防庁において機能拡張しているが、ハードウェアはH22年度以降仕様を変更していない。 今後、Jアラートで配信する情報を追加等した場合、従来の受信機では処理能力や容量が不足する恐れがあることから、総務省消防庁において新型受信機が開発されたため、全国の自治体で導入することとなった。 (2)PLUM法を導入した緊急地震速報への対応 従来の手法では精度よく震度が観測できなかったことから、精度良く観測するための新たな予測手法「PLUM法」を導入した緊急地震速報を配信することが気象庁から示された。PLUM法の導入に伴い、Jアラートへの配信される電文が新形式に変更されることから、それに対応するための機器を設置する必要がある。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	緊急情報をより早く充実して伝達することにより、市民の迅速かつ的確な避難行動に役立てることができる。		
			都支出金	0				
			受益者負担額	0				
その他特定財源			0					
一般財源	2,904	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	消防庁及び気象庁ともに、H31年度から完全実施としており、H30年度中に移行(新型受信機の設置)を行う必要がある。					
合計	2,904							
※H29.11.6現在								

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
36	東日本大震災被災地視察市民ツアー	(1)平成29年度行政バスにより、いわき市へ日帰り(H29.7.1)実施したが、往復約600キロ、8時間かかり、参加者から(アンケート等から)振動や横揺れにより疲れがたまり苦痛であるとの意見があったため、長距離、長時間に対応できるバス(観光バス等)とする必要がある。(いわき市へは、東日本大震災後、羽村市から2回人的支援を実施) (2)H29年度は、被災地として距離的に日帰りができる地域として、いわき市を選定したが、協力していただいた同市の職員や地域団体等への負担(現地の調整、早朝や休日対応など)を考えるとH30年度も続けて協力依頼することは難しいと考える。 (3)目的地を変更する場合、いわき市以外の自治体となると同市より遠い自治体となるため、日帰りでの実施が難しくなり1泊2日の日程となる。 (4)1泊2日の場合、行き先の選択は広がるが、候補地としてH28・29年度と続けて職員を派遣している宮城県岩沼市を目的地として選定した。 (5)岩沼市に市民ツアーを実施する場合、(羽村市のオリジナルな内容として)派遣している羽村市職員からの研修講義、整備が進んでいる「千年希望の丘(津波よけ)やH28年4月オープンした「千年希望の丘交流センター」などの視察内容が考えられる。 (6)参加者に被災地への理解を深めていただくとともに、羽村市と岩沼市の交流状況を紹介する機会とする。 (7)今後(H31年度以降)の視察ツアー先の選定要件として、羽村市職員の派遣等を行った自治体を候補地として検討することも想定している。(H30年度の職員派遣については未定とのこと。職員課よりH29.10.3現在)	総事業費	事業費	564	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施	コスト面から、泊りではなく日帰りを検討するとともに、視察先の選定においては、羽村市でも起こり得る被害も視野に入れていくこと。 参加者の募集では、旅行業法に抵触することがないように、よく確認し、ツアーを企画すること。
				人件費	995			
	合計	1,559						
	事務事業の目的 (1)東日本大震災の記憶を風化させず、自分たちの地域にも起こり得ることとして市民の防災意識等の向上のために行う羽村市防災週間に即した事業として、H29年度に引き続き「東日本被災地視察市民ツアー」を実施する。 (2)実際に被災地に行き、震災の経験談や現状を直に見ることにより、被災地への理解を深め、自分の住む地域の防災活動に生かす。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	市民が被災地に赴き、現地の自主防災組織等の方々から当時の被災状況・避難生活、現在の復興状況などについての講義や意見交換を行うことにより、被災地への理解を深め改めて災害について考える機会とし羽村市の防災力向上に役立てることができる。		
			都支出金	0				
			受益者負担額	0				
その他特定財源			0					
一般財源	1,559	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	より多くの市民に、東日本大震災の教訓、被災地への理解を深め、防災への取組みを推進していくため、毎年度参加者の意見などから内容を改善し継続していく必要がある。					
合計	1,559							
※H29.11.6現在								

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標3 ふれあいと活力あふれるまち【市民生活・産業の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価				
37	避難行動要支援者制度の推進に伴うシステム機能改修	① 災害発生時等においては、全件(4,630人)を対象に避難行動の支援を行うこととなる。また、対象者は毎年更新し、新規、転出、転入、死亡などの異動で800人程度見込んでおり、判読できない場所が増えていくこととなる。 ② 地図上に名前が重ならないように自動的に並べて表示する。または、氏名の代わりに番号で表示し、番号を名簿一覧に付け加えて見比べるように表示する。(2案で検討) ③ システム機能改修の発注にあたっては、現行のシステムを作成した業者に発注する予定。	総事業費	事業費 486 人件費 398 合計 884	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	高齢者、障害者等のうち災害発生時等に特に支援を要する避難行動要支援者の住所地を地図上に分かりやすく表示し、避難支援する警察、消防、町内会・自治会等の避難支援等関係者に配布していくため、避難行動要支援者名簿システムを機能改修する必要がある。	計画どおり実施 システム改修については、検討中の統合型GISなど、他のシステムとの統合についても検討すること。			
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 884 合計 884				有効性 (成果の検証)	避難行動要支援者の対象者の増及び避難行動要支援者名簿を適正に管理することにより警察、消防、町内会・自治会などの避難支援等関係者からの避難支援がより円滑に行えることとなり、同時に地域の共助への取り組みの推進を図る。	
	※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	避難行動要支援者の対象者は、新規(年齢などにより新たに対象者となる方)、転入、転出、死亡などにより毎年データ更新(年1回)するため、更新するまでの間に名簿を作成し常に最新のデータとして管理し避難支援等関係者へ配布する必要がある。						
	事務事業の目的									
	① 羽村市避難行動要支援者制度において、避難について特に支援が必要とする者(避難行動要支援者)の名簿を作成し、警察、消防、町内会・自治会等の関係機関に災害発生前に名簿情報(個人情報)を配布してよろしいかの同意確認を行い、同意を得た方の名簿(事前配布用名簿)をまとめて配布作業を実施している。									
	② 避難支援を行う団体ごとに印刷を行った際、対象者が大幅に増えた(例:神明台町内会対象者…200名)ため、名簿に同封する対象者の住所を示した地図に氏名が重なり判読できない状況となっている。									
	③ 警察、消防、社会福祉協議会、消防団、町内会・自治会などの避難支援等関係者が住所を確認するためには地図は必需品であり、避難支援等関係者の活動を円滑に迅速に実施するため、地図上の住居表示を読み取れるように、システムの改修を行う必要がある。									

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価				
38	被災者生活再建支援システム	平成30年6月、必要資機材購入 平成30年8月、システム運用開始 被災者生活再建支援システムは、震災等の自然災害が発生した際に、被災者の早急な生活再建を行うため、住家の被害認定調査、被害認定調査結果の登録、罹災証明書の発行及び被災者台帳の構築を行うものである。 現在、罹災証明の発行については、国からガイドラインが発行されているものの、多くの自治体で管理システムの構築がされていないほか、事務処理フローや詳細ルールも定められていない状況にある。 羽村市には、罹災証明の発行や被災者台帳の管理システムが導入されてなく、実際に震災が起きた際には、罹災証明発行に時間を要することが予想される。また、被災者の情報を各課で共有する仕組みがないため、支援漏れが発生する可能性がある。 被災者の早急な生活再建と漏れのない支援を行うため、システムを導入するものである。	総事業費	事業費 3,987 人件費 1,264 合計 5,251	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	震災等の自然災害に備え、罹災証明の早期発行及び管理台帳の構築等、被災者の生活再建を支援するための被災者生活再建支援システムを導入する必要がある。	計画どおり実施 都と区市町村全体で構成する「東京都被災者生活再建システム利用協議会」での検討結果と他自治体の動向に注視し、取り組んでいくこと。			
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 5,251 合計 5,251				有効性 (成果の検証)	震災等の自然災害が発生した場合の罹災証明の発行については、その発行準備等が地域防災計画に示されているが、電算によるシステムとして構築されていない現状では、被災者の生活再建支援の混乱、遅延が想定される。被災者生活再建支援システムを導入することにより、より早期に、よりの確に、被災者の生活再建を支援することが可能となる。	
	※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	震災等の自然災害に備える。平成28年11月に都と区市町村で協議会を設立し、共同利用型(ほかにクライアントサーバー型あり)を選択した区市町村は、平成30年度内に被災者生活再建支援システムを導入する予定である。						
	事務事業の目的									

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価				
39	平成30年度版 羽村市と横田基地の作成	平成26年3月に作成した「平成25年度版 羽村市と横田基地」の発行から5年が経過し、その間、横田基地には様々な変化が生じているほか、近年航空機の部品落下事故や軍人・軍属の不祥事なども度重なるように発生していることから、こうした横田基地に起因する諸問題を含め、基地の変化や地元自治体の対応経過を記録として、平成26年以降の経過を追記し、作成するものである。 第1章 羽村市の概要 第2章 横田基地の概要 第3章 騒音問題 第4章 航空機事故対策 第5章 関係団体及び周辺市町との連携 第6章 基地周辺の生活環境の整備 ほか 羽村市の一部、約0.417平方キロメートルを占める米軍横田基地は、基地常駐の輸送機等の移動による航空機騒音をはじめ、航空事故の発生や電波障害など、市民生活に多大な影響を及ぼしている。羽村市では、基地に起因する様々な問題の解決を図るため、東京都並びに基地周辺市町と緊密に連携し、国及び米軍に対し継続的に要請活動を行うなどの取組みを行っている。 近年、横田基地では、グローバルホークの一時展開や度重なる戦闘機の飛来、CV-22オスプレイの配備計画など、米軍の極東における重要な軍事拠点として動きが活発化している現状があり、周辺自治体における取組みはますます増加する状況となっている。 こうした横田基地をめぐる羽村市の現状について、記録として取りまとめしていく必要があることや、市議会・市民をはじめ、広く市の取組みを知らせていく必要性が高いことから、5年を目安に作成するものである。	総事業費	事業費 240 人件費 597 合計 837	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	近年、横田基地では、事件・事故や常駐機以外の機体の飛来など、様々な変化が生じており、基地周辺自治体はその都度様々な取組み対応を行っており、こうした事象の変化を含め、記録として残すとともに、市議会・市民にその取組の理解を求めていく上で本事業を推進する必要性は高い。	計画どおり実施 横田基地をとりまく環境の変化もあり、作成する必要性は高いことから、計画どおり実施すること。なお、作成した冊子の周知や、活用の充実に努めること。			
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 837 合計 837				有効性 (成果の検証)	これまでも市議会等から、横田基地の記録としての本冊子の発行の意義は高いとの意見をいただいており、定期的な発行を求められている。	
	※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成25年度版の発行から、5年が経過するところであり、議会等でも5年周期の発行を行っていくと答弁しており、長期総合計画実施計画に平成30年度に発行することを位置付けたものである。また、平成29年度は、羽村市が横田基地周辺自治体の幹事を務めていることもあり、その経過も含め、平成30年度に発行する。						
	事務事業の目的									

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち【市民生活・産業の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
40	共同販促事業の推進	市や地域の行事やボランティア等の参加メニューを作り、参加していただく、ポイントがもらえる行政カードを作る。一定のポイントが溜まると、ポイントをお金に換え商店街で買い物ができる仕組みを作る。 〈内容〉 ○行政カード 25,000枚×単価46円＝1,150,000円 ○ポイント機器 親機200,000円、子機100,000円×15台、計1,700,000円 ○参加メニューの検討	総事業費	事業費 20,000 人件費 202 合計 20,202	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	商店街の活性化のため、新たな施策を導入することは必要である。	改善したうえで実施 新たな販促事業として、庁内で事業内容をよく検討し、必要経費の見直しを行うなど、実施に向けた検討を行うこと。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,900 受益者負担額 950 その他特定財源 0 一般財源 17,352 合計 20,202			
	※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	商店街の活性化のため、早期に実施する必要がある。			
	事務事業の目的				従来のにぎわい商品券のほか、商店街を活性化させるため、行政カード(仮称)を作成、活用し、一定のポイントが溜まると、商店街で買い物ができる仕組みを作る。		
	事務事業の目的		従来のにぎわい商品券のほか、商店街を活性化させるため、行政カード(仮称)を作成、活用し、一定のポイントが溜まると、商店街で買い物ができる仕組みを作る。				
	事務事業の目的		従来のにぎわい商品券のほか、商店街を活性化させるため、行政カード(仮称)を作成、活用し、一定のポイントが溜まると、商店街で買い物ができる仕組みを作る。				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
41	都市農地保全支援プロジェクト	《整備支援》 1.農地防災機能強化 ・防災兼用農業用井戸用発電機の設置 1台 ・防災協力農地掲示板の設置 15か所 既存の支柱への追加プレート110枚 2.地域や環境に配慮した基盤整備 ・農業飛散防止施設(農業飛散防止ネット30m×17m) 1か所 《総事業費》 3,565千円	総事業費	事業費 3,565 人件費 419 合計 3,984	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	貴重な都市農地の保全を図り、災害時の活用や農地の持つ多面的機能をより発揮させるために、防災兼用農業用井戸や掲示板等を整備することで市民の安全安心、農地周辺の環境へ配慮すると共に近隣住民への都市農業への理解を図ることができる。	改善したうえで実施 平成35年度までを期間とする東京都の補助金を都市農地保全のための取組みに活用していくことを基本に、単年度事業で終わることのないよう、農団協とよく調整しながら、長期的な事業計画を検討すること。 水田の保全についても、将来的な方針を明確にし、財源補完としてこの制度を活用できないか検討すること。 また、他の助成金との統合についても検討すること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 2,673 受益者負担額 122 その他特定財源 0 一般財源 1,189 合計 3,984			
	※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	「東日本大震災」、「熊本地震」などを通じ、防災意識の高まりの中、都市における貴重な空間としての農地が重要であるとの認識が広まっていること。また、経費の75%を補助金(都3/4、実施期間が平成26年度から平成35年度までの10ヵ年)で確保できることから実施する緊急性は高い。			
	事務事業の目的				農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させると共に、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図る。		
	事務事業の目的		農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させると共に、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図る。				
	事務事業の目的		農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させると共に、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図る。				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
42	都市農業活性化支援	「施設」、「農畜産業用機械」等の整備及び「簡易な基盤整備」の支援。 総施設整備事業費の1/2東京都支援、1/4市が支援。 《施設整備》 ・パイプハウス 2棟 ・保冷库 2台 ・トラクター 1台 ・野菜苗定植機 1台 ・ロータリーマルチ機 1台 ・ネギの皮むき機 1台 《対象》 認定農業者 《規模》 施設整備額 17,984千円	総事業費	事業費 17,984 人件費 419 合計 18,403	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	認定農業者が収益性の高い農業を展開するため、必要な農業施設等を整備し、経営力強化を図ることができることから必要性は高い。	改善したうえで実施 東京都の補助金の活用と本人負担を併いながら、市費を投じていくとのことであるが、市としての上限設定の検討や補助対象についてもよく精査を行うこと。 本事業が認定農業者への支援としてだけでなく、地産地消の推進など、市民サービスに還元されていく施策として展開を検討すること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 10,441 受益者負担額 3,772 その他特定財源 0 一般財源 4,190 合計 18,403			
	※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	認定農業者(営農意欲を持つ農業者)を支援する取り組みであること。更に経費の50%を補助金(都1/2)で確保できることから実施する緊急性は高い。			
	事務事業の目的				認定農業者(営農意欲を持つ農業者)が収益性の高い農業を展開するために、必要な農業施設等を整備し、農業者の経営力強化、都市農地の保全を図る。		
	事務事業の目的		認定農業者(営農意欲を持つ農業者)が収益性の高い農業を展開するために、必要な農業施設等を整備し、農業者の経営力強化、都市農地の保全を図る。				
	事務事業の目的		認定農業者(営農意欲を持つ農業者)が収益性の高い農業を展開するために、必要な農業施設等を整備し、農業者の経営力強化、都市農地の保全を図る。				

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち【市民生活・産業の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
43	認定農業者支援	収益性の高い農業経営を継続するため、農業経営及び販売に必要なものを作成・配布し、市内農業の活性化を図っていく。 販促物の仕様書の作成・契約・配布。 ・認定農業者ロゴマーク入りのボードン袋(販売に必要な商品を入れる袋)12号×10,000枚 ・認定農業者ロゴマーク入りの結束テープ20mm×100m×100巻 ・認定農業者ロゴマーク入り販促シール 10,000枚	総事業費	事業費 350 人件費 252 合計 602	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	認定農業者(営農意欲を持つ農業者)が収益性の高い農業を展開するため、必要な農業経営及び販促物を作成し、配布支援することで、農業者のリーダー的な役割を担い、市内農業の活性化を図ることができる。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 602 合計 602		
	事務事業の目的	認定農業者(営農意欲を持つ農業者)に対して、収益性の高い農業経営を継続するため、農業経営及び販促物を支援し、農業者のリーダー的な役割を担うことで市内農業の活性化を図る。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	長期総合計画に沿った支援であり、平成29年度に認定農業者が初めて認定されたことから、農業者のリーダー的な役割を担い、市内農業の活性化を図ることができるため。	実施しない 認定農業者を増やすインセンティブを目的とした事業であるが、他の農業者との差別化につながる危惧があるため、認定農業者自身の取組みとするのが望ましい。
			所管課	産業環境部 産業振興課	行政評価委員会評価	
			事務事業の分析		事務事業の評価	
			事務事業の必要性(新たに業務を行う理由)		事務事業の必要性(新たに業務を行う理由)	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
44	さまざまな媒体を活用した情報発信・シティープロモーションの強化	【品川SISビジョン】 朝7時～夜11時放映。 放映時間は、15秒。4回/1時間。 【立川伊勢丹ビジョン】 朝7時～夜10時放映。 放映時間は、15秒。4回/1時間。	総事業費	事業費 275 人件費 59 合計 334	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	新たな広告媒体を活用し、観光客の増加につなげていくことは必要である。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 334 合計 334		
	事務事業の目的	市では、公式サイトや新聞などさまざまな広告媒体を活用して観光事業の情報発信に努めているが、「花と水のまつり」のような開催期間の長いイベントについては、多くの人が羽村の桜やチューリップを動画でみて、「花と水のまつり」の美しさを目で感じ取れる新たな広告媒体大型ビジョンを活用する。約一か月間、情報発信することにより、市のシティープロモーションの宣伝と、産業振興につなげていくため実施する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	観光客の増加による産業振興の活性化が図れる。	改善したうえで実施 市の観光振興の観点から、市全体のシティープロモーションと、事業単位での観光振興を目的とするプロモーションとするのか、庁内でよく調整し、実施すること。また、観光振興の観点では、事業の実施主体についても合わせて検討すること。
			所管課	産業環境部 産業振興課	行政評価委員会評価	
			事務事業の分析		事務事業の評価	
			事務事業の必要性(新たに業務を行う理由)		事務事業の必要性(新たに業務を行う理由)	

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
45	観光スポット周辺環境の整備	休憩所の看板設置、敷地内へ駐輪ラック、ベンチ、トイレ、自動販売機の設置(3台程度)、駐車スペースを設ける。外周には、上下式のステンレス製ポール、地面は水の浸透する砂利又は舗装を施す。また、市の観光ガイド等のパンフレットを置く。 施設整備は市が行う。運営については、羽村市観光協会へ自動販売機、トイレの管理を含め委託する。自販機の使用料は、観光協会の収入とする。営業時間は、観光案内所の時間と同じ午前9時～午後5時とし、無人で営業する。 【主な整備費】土地の財源は一財または起債。 土地鑑定費用 300,000円(起債) 土地の購入費 56,000,000円(起債) 工事請負費 5,000,000円(都補助1/2、一財)	総事業費	事業費 61,300 人件費 906 合計 62,206	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	年間を通じ、土地を有効利用することは必要である。また、休憩スペースについてはサイクルリストの要望もある。また、利用者に観光情報を配信することも必要である。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 2,500 受益者負担額 0 その他特定財源 56,300 一般財源 3,406 合計 62,206		
	事務事業の目的	羽村市土地開発公社が購入した土地(羽村市羽中4丁目-483番-1、地積474.29㎡)を有効利用するため、市が公社の土地を購入し、多摩川沿いや奥多摩街道を走るサイクルリストやランナーをターゲットにした休憩スペースを備えた施設を整備する。 施設を整備することにより、現在、花と水のまつりの時期のみ利用していた土地の有効利用が図られ、年間を通じサイクルリストやランナーが気軽に休憩することができる。また、休憩スペースに、市の観光ガイドやイベント等のチラシを置くことにより、利用者へ情報を配信し、観光客の増加を図る。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	土地を有効利用し、年間を通じ、利用者に観光情報を配信することができる。	その他 現在検討を進めているサイクルリングステーションの整備と農商観の連携施設の整備との関連を含め、事業の全体像を示す必要があることから、早急に全体像を取りまとめしていくこと。
			所管課	産業環境部 産業振興課	行政評価委員会評価	
			事務事業の分析		事務事業の評価	
			事務事業の必要性(新たに業務を行う理由)		事務事業の必要性(新たに業務を行う理由)	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
46	みどり率調査の実施	航空写真撮影〔7月〕、データ検証及び現地調査〔8月～12月〕、報告書納品〔12月〕	総事業費	9,200	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	みどりの保全意識の高揚とみどりの減少の抑制に関する施策を実施するに当たり、市域のみどりの状況を把握したうえで展開するため実施する。	改善したうえで実施 みどり率の調査に要する経費の見直しを行うとともに、都市計画法に基づく基礎調査においても緑地の分布状況の調査を行っていることなども参考に、実施方法の検討を行うこと。
			人件費	503			
	合計		9,703				
	財務内訳		0	有効性 (成果の検証)	前回実施した平成18年度調査結果と今回の調査結果を比較することで、みどりの減少傾向を把握することができる。また、調査結果を踏まえ、みどりの保全と新たな緑の創出に向けた施策展開の基礎資料として活用できる。		
	国庫支出金		0				
	都支出金		0				
受益者負担額	0						
その他特定財源	0	一般財源	9,703				
合計	9,703						
※H29.11.6現在			緊急性 (30年度に実施する必要があるか)		前回調査より10年が経過していることから、早急に調査を実施する必要がある。環境とみどりの基本計画の改訂には必須調査であることから、双方同時に行わなくてはならない。		

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
47	羽村市環境とみどりの基本計画～環境・みどり・生物多様性を包括的にすすめるはむらプラン～の改訂	平成30年4月～5月：計画改訂に係る委託事業者(コンサル)の選定プロポーザル実施 平成30年6月：契約 平成30年7月～：市民、事業者、地球温暖化対策等推進委員会、環境審議会による検討(各3回程度、部会) 平成30年12月：計画改訂案作成 平成31年1月：パブリックコメント 平成31年2月：国、東京都へ計画改訂に係る法定届出 平成31年3月：計画(成果物)納品、検査、公表	総事業費	11,000	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	今後の環境及び社会情勢等の変化、長期総合計画等の改訂に対応するため、策定からおおむね5年後に見直しを行うと計画に明記している。	改善したうえで実施 パリ協定の締結などにより、環境の基準値が変わっていくことなども想定に入れつつ、必要に応じて、計画の改訂時期や計画策定に要するコストの見直しを検討すること。
			人件費	5,652			
	合計		16,652				
	財務内訳		0	有効性 (成果の検証)	環境及び社会情勢等の変化、長期総合計画等の改訂などとの整合を図り、計画を推進することができる。		
	国庫支出金		0				
	都支出金		0				
受益者負担額	0						
その他特定財源	0	一般財源	16,652				
合計	16,652						
※H29.11.6現在			緊急性 (30年度に実施する必要があるか)		みどり率の変化が未把握なことや、計画当初より原発停止によるエネルギー情勢等の変化が生じていることから、改訂が必要である。		

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
48	狂犬病予防法に係る犬の鑑札様式の更改	平成29年9月～11月：様式案に関する調査(広報はむら及び公式サイト掲載) 平成29年10月～：予算計上 平成30年2月：庁議付議(狂犬病予防法施行細則における様式改正) 平成30年2月：条例審付議(狂犬病予防法施行細則における様式改正) 平成30年3月：狂犬病予防法施行細則改正(施行：7月1日) 平成30年4月～6月：更改後様式に関する調達事務(競争、契約、納品) 平成30年4月：狂犬病予防法様式改正に関する厚労省届出 平成30年7月：狂犬病予防法施行細則施行	総事業費	3,099	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	狂犬病予防法に基づく畜犬登録の鑑札については、平成21年に様式変更を実施し、法義務である犬鑑札の装着促進を図ってきたが、近年の小型犬の人気と飼い主からの犬鑑札デザインの変更に対する意見を踏まえ、犬鑑札様式の更改を実施し、犬鑑札の装着促進を図るために実施する。	計画どおり実施 本制度が適正に履行されるよう市民へのPRに努めていくこと。
			人件費	1,060			
	合計		4,159				
	財務内訳		0	有効性 (成果の検証)	犬鑑札の装着促進により、次の有効性の確保を図る。 ・犬の登録頭数の把握、装着率の向上により、狂犬病発生時の隔離措置の確保。 ・逸走犬の保護・収容時における、迅速かつ確実な飼い主への引き渡し。		
	国庫支出金		0				
	都支出金		0				
受益者負担額	1,701						
その他特定財源	0	一般財源	2,458				
合計	4,159						
※H29.11.6現在			緊急性 (30年度に実施する必要があるか)		前回の鑑札様式の更改から10年目を迎え、アジア諸国における狂犬病の発症、小型犬の飼育頭数の増加など、社会情勢の変化に対応するとともに飼い主の意見を取り入れた犬鑑札様式の更改を実施し、犬の登録台帳の精度確保と、飼い主に対する犬鑑札の装着を求める。		

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
49	小作本町会館 駐車場路面舗装工事	小作本町会館駐車場の舗装	総事業費	事業費	5,910	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	現在、砂利の埋戻しで対応しているが、すぐにえぐれてしまい、根本的な解決になっていないため。
				人件費	134		
	合計	6,044					
	事務事業の目的	コミュニティバス「はむらん」やごみ収集車が、「小作本町会館」で巡回をしているため、駐車場路面等がえぐれて、雨の日に水たまりができることから、会館の利用者から路面舗装の要望が出ている。 その解決のため、駐車場路面を舗装するものである。	財源内訳	国庫支出金	0	有効性 (成果の検証)	舗装することで、より利用し易い施設となり市民(会館利用者)の利便性が高まる。
	都支出金			0			
	受益者負担額			0			
	その他特定財源		0				
一般財源	6,044	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	これまでの砂利の埋戻しでの対応だけでは、すぐにえぐれてしまい、根本的な解決になっていないため、町内会から要望されている。				
合計	6,044						
※H29.11.6現在							

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
50	市道第3028号線自転車専用レーンの設置	道路延長 L=643m ・カー舗装 A=1,756㎡ ・路面標示 自転車ナビマーク 38箇所、自転車ナビライン 22箇所 ・区画線設置 W=15cm実線 126m、W=15cm破線 420m、矢印・記号・文字 362m	総事業費	事業費	24,140	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	自転車専用レーンの設置については、第五次羽村市長期総合計画の位置付けとなっている重点事業であり、誰もが安心して快適に利用できるよう、自転車走行環境の整備などに取り組む必要がある。
				人件費	374		
	合計	24,514					
	事務事業の目的	平成28年2月12日に市道第3028号線において、道路横断中の歩行者と自動車とが衝突した交通死亡事故が発生した。このことから、同種の事故の再発を防止するため、警視庁から平成28年4月に、「交通安全施設の整備等に関する要請」があったものであり、本要請に基づき自転車専用レーンの設置を行い、交通安全対策を図るものである。 なお、市道第3028号線の一部については、道路舗装修繕(施策29 No.4-1)の予定となっていることから、併せて舗装修繕を実施する。	財源内訳	国庫支出金	12,650	有効性 (成果の検証)	当該道路は、交通事故が発生しており警視庁において安全対策が必要とされ、自転車専用レーン設置の要請がある。このことから、警視庁や福生市と連携し自転車走行環境の整備を図ることで交通事故の未然防止が図られる。
	都支出金			0			
	受益者負担額			0			
	その他特定財源		0				
一般財源	11,864	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	当該道路の自転車レーンの設置については、警視庁より、「交通安全施設の整備等に関する要請」があり、本要請に基づき隣接する福生市についても自転車専用レーンの設置を行う予定である。				
合計	24,514						
※H29.11.6現在							

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
51	道路案内標識の改善	道路案内標識を外国人にも分かりやすい表記へ改善する。 平成30年度 主要地点名標識取替等 5箇所 18枚 平成31年度 道路案内標識取替等 8箇所 8枚	総事業費	事業費	5,076	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	道路案内標識の改善については、平成26年に国土交通省令「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」が改正され、英語併記化が明確化されたことにより、その対応が全国的に求められている。このことから、第五次羽村市長期総合計画の重点事業として位置付け実施することとしている。
				人件費	187		
	合計	5,263					
	事務事業の目的	道路案内標識は、誰にでも見やすく、分かりやすい情報を提供し、道路利用者を安全かつ円滑に目的地に導くために欠くことのできない重要な道路施設である。 一方で、平成28年の訪日外国人旅行者数は2,403万9千人と過去最大を更新し、東京都を訪れた外国人旅行者数も、1,310万人と過去最大を更新している状況である。 また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、更に多くの外国人旅行者が東京を訪れることが見込まれている。 このため、羽村市を訪れる外国人旅行者にも、分かりやすい道路案内標識にするため、改善を図るものである。	財源内訳	国庫支出金	2,750	有効性 (成果の検証)	外国人も含めた全ての人々が安心して円滑に移動できる道路環境が確保できる。
	都支出金			0			
	受益者負担額			0			
	その他特定財源		0				
一般財源	2,513	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	東京2020大会に向けて、外国人旅行者の増加が見込まれることから、早期に整備する必要がある。				
合計	5,263						
※H29.11.6現在							

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
52	路面下空洞調査	路面下探査車による調査 市道第101号線外42路線 L=56km ・幹線道路(市役所通り、動物公園通り、川崎街道、水道道路、間坂街道、栄小通り、旧青梅街道など) ・道路舗装修繕プログラム実施道路	総事業費	事業費 11,016 人件費 374 合計 11,390	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	市道における維持管理の効率化と道路陥没による事故の未然防止のため、交通量の多い幹線道路及び道路舗装修繕予定道路の路面下の状況を把握し、安全で快適な走行空間を確保する必要がある。		
			財源内訳	国庫支出金 5,500 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 5,890 合計 11,390			有効性 (成果の検証)	路面下空洞調査を行うことで、市道における維持管理の効率化と道路陥没による事故の未然防止が図れ、安全で快適な走行空間を確保することができる。
	事務事業の目的	市道における維持管理の効率化と道路陥没による事故の未然防止のため、交通量の多い幹線道路及び道路舗装修繕予定道路の路面下の状況を把握し、安全で快適な走行空間を確保する。 また、調査後、問題箇所が発見された際は、順次、開削等により工事を行い、道路の安全性・信頼性の向上と道路利用者の安全を確保する。		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	路面下空洞調査は、幹線道路及び道路舗装修繕実施プログラム対象道路を行う。なお、舗装修繕等を実施する前に調査を行い効率的に維持管理を行う必要がある。			
			※H29.11.6現在					

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
53	市道第7078号線道路拡幅事業	平成30年度 測量及び設計委託、不動産鑑定委託、補償物件調査委託 平成31年度 用地取得(けやき児童遊園の一部)、道路拡幅工事 道路延長55.0m、車道幅員6.0m、歩道幅員2.0m	総事業費	事業費 13,200 人件費 448 合計 13,648	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	羽村堰周辺は観光客が多く、特に毎年4月のはむら花と水のまつり期間など、観光シーズンには歩行者も多くなることから羽村堰周辺の歩行者の安全対策を図ることが必要である。		
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 13,648 合計 13,648			有効性 (成果の検証)	けやき児童遊園の用地の一部を取得し、拡幅工事を行い歩道を設置することで歩行者の安全性の向上が図れる。
	事務事業の目的	観光拠点となる羽村駅から羽村堰に通じる市道第7078号線の一部について、歩行者の安全を確保するため、けやき児童遊園の一部用地を取得し道路拡幅を行う。		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成29年4月に、自動車が石積みに衝突して破損する事故が発生している。歩行者の安全を確保するためにも早急に拡幅工事(歩道整備)を行う必要がある。			
			※H29.11.6現在					

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価		
54	市道第104号線(栄小通り)のバリアフリー化及び道路補修工事	市道第104号線(栄小通り)について、バリアフリー化を実施する。また、バリアフリー工事に併せて、道路舗装の修繕、街路樹による歩道根上り対策と街路樹(イチヨウ)の樹種の変更と植替え等を実施する。 平成30年度 バリアフリー等実施設計委託 平成31年度 バリアフリー工事及び、道路改修工事 延長510m、幅員16m(車道部10m、歩道部3m×2)	総事業費	事業費 14,521 人件費 504 合計 15,025	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	バリアフリー化の推進については、第五次羽村市長期総合計画の位置付けとなっている。また「まち・ひと・しごと創生計画」、「産業振興計画」及び「障害者計画」にも位置付けられている重点事業である。		
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 15,025 合計 15,025			有効性 (成果の検証)	当該道路は、バリアフリー化を図ることで、既にバリアフリー化されている都道産業道路と新奥多摩街道が連結され、誰もが安全で快適に利用できる道路空間が確保できる。
	事務事業の目的	多くの人が利用する駅及び、公共施設等周辺のバリアフリー化を実施し、歩行者の移動の円滑化及び安全で快適な道路環境の整備を図る。		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	当該道路は、栄小学校及び福祉施設に隣接している。また、市民の足となる路線バスやはむらんの路線でもあることから、バリアフリー化や道路舗装の安全性を早急に確保する必要がある。			
			※H29.11.6現在					

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
55	武蔵野公園運動器具設置工事	東京2020大会の開催に向け、武蔵野公園に運動器具を設置する。 運動器具設置 7基 (全身運動が可能である運動器具) ・背のばしベンチ 2基 ・ジワジワ前屈 1基 ・パラレルハンガー 1基 ・スイスイ屈伸 1基 ・ツイストボード 1基 ・ストレッチフープ 1基	総事業費	事業費 6,303 人件費 236 合計 6,539	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	だれもが身近に感じ、安全で安心して利用できる地域に親しまれる公園の整備を行う必要があり、公園整備については、第五次羽村市長期総合計画の重点事業として位置付け実施することとしている。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 2,900 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 3,639 合計 6,539		
	事務事業の目的	武蔵野公園は、テニスコートや野球場などの運動施設があり、地域住民の運動やスポーツの場として幅広い多くの市民に利用されている。また、利用者から公園施設の充実について要望も寄せられていることから、運動器具を設置し、市民の健康の維持増進を図る。なお、本事業については、東京2020大会を契機とするスポーツ施設整備費補助事業を活用し実施する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	東京2020大会の開催に向け、スポーツ施設整備費補助事業(東京都オリンピック・パラリンピック準備局)を活用し実施する。	
	運動施設のある近隣公園の運動器具(健康器具)設置数 武蔵野公園 1基 富士見公園 15基 あさひ公園 4基(内1基複合健康器具9機能)					

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
56	まいまいず井戸公園の維持保全	まいまいず井戸公園の維持保全 まいまいず井戸修繕工事 ・通路の修繕 自然土舗装(厚30mm) 50.0㎡ ・井戸周囲の土砂搬出(人力掘削搬出) 4.0㎡ ・井戸枠、屋根補修 ・樹木剪定 7本、伐採 4本	総事業費	事業費 3,687 人件費 236 合計 3,923	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	東京都指定文化財の保全のため修繕工事を実施する必要がある。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,755 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 2,168 合計 3,923		
	事務事業の目的	東京都の指定文化財である「まいまいず井戸」は、現在、井戸までの通路は、表土が雨などにより削られ玉石が露出している。また、井戸の周囲は土砂が堆積していることから修繕や土砂の除去等を実施し、公園利用者や見学者の安全と利便を図るとともに、観光資源でもある「まいまいず井戸(文化財)」を保全する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	公園施設及び文化財の修繕を実施し公園利用者及び見学者の安全性の向上と文化財の保全が図れる。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
57	公園樹木調査委託	公園内の樹木調査(樹種・数量・年数・配置等)、調書作成(アクセス等のデータ化)。 都市公園 72箇所 児童遊園 14箇所 ポケットパーク等 11箇所	総事業費	事業費 9,720 人件費 270 合計 9,990	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	公園の樹木は年々成長し枝葉の繁栄、大木化、老朽化する。よって落葉、倒木等の苦情及び事故の未然防止のため、計画的な剪定・伐採等の維持管理が必要である。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 9,990 合計 9,990		
	事務事業の目的	公園の樹木は、市民の身近な緑として、「安らぎ」や「癒し」などの心理的効果と良好な景観形成や大気浄化、延焼防止などの都市環境の観点からも重要である。しかしながら、多くの公園が植栽後年数が経過し、老木化や大木化が進んでいることから、腐朽による倒木などの危険性や、根上がりによる通行の支障などの問題が発生してきている。また、枝葉の繁栄による落葉の増加や日当たりの悪化は地域住民の方々から要望が多数寄せられている。こうした状況を踏まえ、都市緑化の重要な要素である公共用地における樹木の調査を行い効率的な維持管理を図る。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	公園の樹木は、周辺に住む住民にとって迷惑施設とならぬよう管理する必要がある。このため樹木の調査を実施し現状の把握に努め、計画的な維持管理を図る。	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
58	水上公園施設修繕事業	利用者の安全性と快適な利用を図るため、水上公園施設の修繕を図る。 平成30年度 流水プールの起流ポンプが故障、保健所の指導による塩素注入装置の修繕、利用者アンケートにより要望が多かったプールサイド築山の改修 ・流水プール起流ポンプ 1基 ・流水プール塩素注入装置 2基 ・築山の改修(ゴムチップ舗装)	総事業費	事業費 12,533 人件費 236 合計 12,769	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	水上公園は、平成8年に全面改修を実施してから21年を経過し、経年劣化とともに各施設に不具合が生じているため、施設の延命化を図る必要がある。	その他 流水プールのポンプなどは、水上公園を運営していく上で必要な施設であるため、通常の維持補修事業として、財政担当と調整すること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 12,769 合計 12,769			
	事務事業の目的	水上公園は、全面改修をしてから21年経過し、施設全体の経年劣化が進んでいることから、計画的に修繕工事を行う必要がある。特に屋外の施設は、劣化や腐食が進み、修繕を要する設備もあり、プール運営に支障が生じていることから、各施設の修繕工事を計画的に行い、施設の安全性と快適性の向上を図る必要がある。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	故障している起流ポンプや不具合が生じている塩素注入装置については、オープン前までに修繕を行う必要がある。また、利用者から要望のある築山についても快適に利用できるように改修する必要がある。		

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
59	水道応援団(仮称)の立ち上げ	・水道は、市民生活の身近にあり、安定した供給が当たり前で、断水や漏水などトラブルに直面しない限り、特に問題になることは少ない。これまで、上下水道部として、水道のことを深く知りたい方や、水道水のPR事業のアシストをした方などから、直接意見を伺う機会を持ってこなかったこともあり、双方向で意見交換ができる環境づくりを行う必要性から、水道応援団を立ち上げたい。	総事業費	事業費 10 人件費 929 合計 939	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	水道事業者として、これまで情報発信の方法を一方向で考えてきたが、水道週間や環境フェスティバルなどにおいて、水の飲み比べ「きき水」の体験イベントを通じて感じるのは、双方向による意見交換の場を持つことの重要性である。この事業を行うために、形や枠にとらわれずに、希望者を募り、小さく始めて、少しずつ賛同者の輪を広げていくことを目標に、平成29年度に具体的な内容を検討し、平成30年度から立ち上げに着手する必要がある。	計画どおり実施 応援団として、継続的に参加していただけるよう、インセンティブを持たせることも必要であるため、検討すること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 939 合計 939			
	事務事業の目的	①水道週間(6/1～6/7)に、水道事務所及び浄水場に見学に来所した方に、PRチラシを配布し、水道応援団への参加希望者を募集する。(募集は、公式サイトや広報はむらにも掲載予定である。) ②希望者には、イベントでの水の飲み比べ「きき水」や、ペットボトル水「水はむら」販売のボランティアスタッフを体験することで、水道事業に親しみをもていただく。 ③参加者の意向に沿って、いずれは水道事務所において、年2回のミーティングにあわせ水道をテーマにした意見交換を実施(7月・10月)する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成30年度が立ち上げの時期としては望ましい。水道ビジョン後期計画においても、立ち上げの時期として予定している。		

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
60	公営企業会計システム(下水道事業)の導入	現在の下水道事業会計は、市役所にある財務会計システムを専用回線で使用し、会計処理を行っているが、地方公営企業法の全部適用により、現在の財務会計システムでは会計処理が不可能となることから、下水道事業会計に特化した公営企業会計システムの導入が必要となる。下水道事業で導入するシステムについては、下水道事業会計で使用している公営企業会計システムと同じシステムとすることで、構築済のサーバ機器等を活用することが可能であり、システムやデータ構築に必要な初期費用や作業時間を抑えることができるため、同じシステムを導入することとしたい。	総事業費	事業費 3,000 人件費 1,672 合計 4,672	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	公営企業会計システムの導入は、公営企業会計における予算・決算事務及び予算管理や仕訳処理などに欠かせないものである。第五次長期総合計画後期基本計画において主な計画事業として取り組むこととしており、公営企業会計に移行し、事業を計画的・効率的に実施し、施設整備の選択や工事コストの縮減に努め、安定的な運営と一層の経営の健全化を図るために必要な事業である。	計画どおり実施 平成31年度の本格運用に向け、遅れのないよう計画的にシステムの導入を行うこと。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 4,672 合計 4,672			
	事務事業の目的	平成27年1月27日付 総財第18号 総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により、下水道事業は重点的な取り組みとして、平成27年度から平成31年度までの5年間で、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するよう要請があったことから、当市は、平成32年4月1日から適用することとし、公営企業会計への移行準備を進めている。平成30年度に公営企業会計システムを導入し、現行の官公庁会計を企業会計に移行するためのテスト運用などを重ね、平成31年度の地方公営企業会計方式による予算編成事務を円滑に実施していく必要がある。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	公営企業会計システムについては、平成30年度に導入し、テスト運用を重ね、平成31年度に行う公営企業会計による予算編成に向けて万全を期す必要がある。		

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
61	雨水管整備計画の策定	1. 庁内検討委員会委員構成 上下水道部下水道担当を中心に、関係部署の各部課長などを委員とする予定。 2. 日程 4月～8月 庁内検討委員会の開催(2回程度予定) 9月 計画策定 10月 雨水管布設工事(平成32年度～36年度)実施設計委託	総事業費	事業費 0 人件費 503 合計 503	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	計画どおり実施
			財務内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 503 合計 503		
	事務事業の目的	羽村市下水道総合計画では、雨水管の整備については計画に沿った整備を行うこととしているが、具体的な整備方針等を定めた計画が策定されていないため、平成31年度の公共下水道事業計画変更認可に合わせ、早期に計画を策定し、市内の雨水の浸水防止対策を効果的に進めていく。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	事務事業の分析	事務事業の評価
					平成32年度以降の雨水管の整備に際して、根拠となる計画を早期に策定する必要がある。	近年、多発する集中豪雨における浸水被害防止を図るため、効果的な雨水処理ができるよう関係部署と十分な調整・検討を行い、計画を策定すること。
					雨水管については、土木課と上下水道設備課で管理しているものがあり、関係各課の意見を伺い調整を図り、明確な雨水管の整備方針等を定めた整備計画を策定することで効果的な雨水対策が期待できる。	
					平成31年度に予定している、平成32年度から5年間の雨水管布設実施設計に間に合うように計画を策定する必要がある。	

●基本構想を推進するために

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
62	多様な市民参画の推進	①『はむら若者“輝”会議』 市内在住、在勤、在学の若者を中心に、杏林大学・多摩大学の教員・学生に協力をいただき、市のまちづくりに若い世代の意見を取り入れていくための手法の検討や具体的な取組を行う。 【日程】6回/年 H30年4月～ H31年3月 【対象】市内在住・在勤・在学の若者【規模】約15名	総事業費	事業費 1,000 人件費 1,791 合計 2,791	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	改善したうえで実施
			財務内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 280 一般財源 2,511 合計 2,791		
	事務事業の目的	若者から高齢者まで、世代を問わず行政への市民参画を推進するとともに、市政運営に市民からの意見を反映できる場をつくり、市民参画の機会の充実をさせることで、活力あるまちづくりを図る。 本事業の中では、現状で特に参画が少ない若い世代にターゲットを絞った取組を実施する。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	事務事業の分析	事務事業の評価
		②『都立羽村高校との連携事業の実施』 都立羽村高校に通う生徒の目線で、羽村市のまちづくりなどを行政とともに考えていく場を設け、若い世代の市政への参画の促進と市に対する愛着を育む取組を行う。 【日程】5回/年 H30年6月～ H31年2月 【対象】都立羽村高校生徒			単年度で成果を求めるものではなく、後期基本計画期間内において着実に取組を進めていく必要があるものと捉えている。審議会等への若い世代の参加を増やすことや、次期の長期総合計画を策定する際の若者の意見を聴く場としての活用を視野に取組を進めていく。	市民参画の促進に寄与するよう、事業の目的やビジョンを明確にもった事業展開となるよう、事業内容を改善したうえで実施すること。特に養成したファシリテーターの地域での活動など、十分な成果が発揮できるよう工夫すること。
		③『ファシリテーター養成講座の実施』 地域活動などでの対話の場づくりに大切な役割を果たす「ファシリテーター養成講座」を開催する。 【日程】6回/年 H30年9月～12月 【対象】市民ほか 【規模】延べ120名 ※平成27年度から、市長会広域連携活動助成金を受けて、青梅市と協働事業として実施しており、平成29年度で3年間で終了することから、新たに平成30年度からの事業として申請していく。			市民参画の促進を図ることは、市のまちづくりを進めていく上で極めて重要なものであり、中でも若者の参画を促進することは喫緊の課題であると認識している。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
63	「東京で子育てしやすいまち」羽村市モニターツアー	市外における戦略的PR活動により、未就学児を育てる20代・30代の子育て家族を募り、市内で開催する「はむら保育展」や「はむら夏まつり」など、子育て家族が魅力を感じるイベントに合わせて、暮らしを体験するツアーを実施する。参加者については、対象を絞った広告などを活用したPR事業を実施することで、募集を行う。 参加者は、SNSで体験して魅力を感じたことを発信することとする。 実施後にはアンケートやインタビュー等から参加者の声をまとめ、公式PRサイトや公式SNS等に投稿する。 ツアー実施の際には、市民や事業者等と連携し、おもてなしに関する取組を行う。 ・規模: 日帰り2回 ・対象者: 市外で未就学児を育てる20代・30代の子育て家族 ・参加者数: 40人(20人×2回) ・市外におけるPR事業: 3回	総事業費	事業費 8,000 人件費 1,244 合計 9,244	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	次年度以降持ち越し
			財務内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 9,244 合計 9,244		
	事務事業の目的	羽村市のシティプロモーションは、市内外へブランドイメージ「東京で子育てしやすいまち」を発信し、広く浸透させていくことで、市民の市への誇りや愛着を醸成することで住み続けてもらうとともに、市外における特定の対象として、未就学児を育てる20代・30代の共働きの世代に興味や関心を持ってもらい、来街者数を増やし、暮らしの魅力を体験してもらうことで転入につなげていくことを主眼に取り組んでいる。 現状の広報手段では、市外で対象を絞った情報発信ができない状況にあるため、市外における戦略的なPR活動を展開して参加者を募り、羽村市の暮らしの魅力として子育て世代に人気のある事業や施設等を体験し、市民や事業者と連携した「おもてなし」を行うことで、定住地として選択するよう促していく。	※H29.11.6現在	緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	事務事業の分析	事務事業の評価
					羽村市のシティプロモーションは段階的に取り組んでおり、まず、多くの人に暮らし・子育ての魅力を知ってもらい、次に来訪し、実際に体験してもらうことで、最終的に、転居して定住するよう促していく。 シティプロモーションは、継続的にブランドイメージを発信するとともに、市外在住者に暮らしの魅力を体験してもらう段階にあり、実施することが必要な取組である。	不動産業界などの事業者とタイアップし地域とともに取り組むなど、費用対効果を十分考慮した事業内容となるよう方法論について再考する必要があることから、次年度以降持ち越しとする。
					本事業を実施することにより、市外在住者に居住地として印象付けることができる。また、参加者の声を編集し、市のメディアを活用し発信するとともに、参加者自身が体験談をSNS等により発信する仕組みとすることで、客観的な情報発信による「東京で子育てしやすいまち」としての「認知度の向上」と「ブランド化の推進」を図る。 更に、事業実施の際には、市民や事業者等と連携・協働することで、「シビックプライドの醸成」を図る。	
					第五次羽村市長期総合計画後期基本計画に掲げる「市の認知度の向上・人口減少の克服」につなげていくためには、都内でも認知度が低い状況にある現状を変える必要がある。これらに対応するため、認知度を向上させ定住につなげる手法の一つとして、本事業は実施するタイミングにある。	

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本構想を推進するために

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価	
64	はむら家族プロジェクト	①家族写真撮影の実施 市内でお気に入りの場所でプロのカメラマンによる写真撮影を行う。 ・対象者：市内で10歳までの子どもを育てる家族 ・参加者数：20組 ②ポスター展の開催 撮影した家族写真を活用したポスター展を開催する。 ・ポスター展：1週間 ③イベントの開催 子育て家族の楽しみとなるイベントを開催する。 ・実施回数：1回 ④交流会の実施 平成28年度から実施している「家族写真」への参加者を中心に、市内の子育て家族が羽村市でつながる交流会を実施する。 ・実施回数：3回 ⑤戦略的なPRの実施 地域や対象を絞った広告などを活用したPR事業を実施することで、ブランド化の推進と市外からの参加者の募集を行う。 ・実施回数：1回	総事業費	事業費 8,000 人件費 995 合計 8,995	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由) 有効性 (成果の検証)	これまでの参加者を中心に、市内の子育て家族が羽村市でつながる交流会等を開催することで、市への誇りと愛着を育みファンを増やしていくことは、羽村市のシティプロモーションに重要である。更に、市外から特定の対象者を呼び込んでいく段階にあるため、戦略的なPR活動は必要なことである。 はむら家族プロジェクトへの参加者は、羽村市での暮らしや子育てを非常に高く評価し、魅力を感じているため、この方々を中心につながりをつくり、交流・対話することは「東京で子育てしやすいまち」としてブランド力を高めることにつながる。 市外に向けた戦略的なPR活動を展開することで、市の認知度を向上させるとともに、「ブランド化の推進」につながる。	改善したうえで実施 シティプロモーションの充実に向けた戦略的なPR活動については、重要な事項ではあるが、費用対効果を考慮した内容となるよう実施方法の改善を図ったうえで実施すること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 8,995 合計 8,995			
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	これまでは新たな取組として、魅力を可視化していくため、それぞれ家族単位でヒアリング等を進めてきたが、今後、「東京で子育てしやすいまち」としてイメージを定着させていくには、市内から積極的な参画意欲を持つ本事業への参加者をつなげることは大変有効であり、シティプロモーションを進めていく上でも、ここでの意見は非常に参考となる。	

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
65	羽村市シティプロモーションアンケート調査	・市民へのアンケート調査 市民1,000人対象(年1回) ・催促兼お礼のハガキ送付 1,000枚(年1回) ・アンケート結果の取りまとめ	総事業費	事業費 1,300 人件費 340 合計 1,640	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由) 有効性 (成果の検証)	改善したうえで実施 事業効果を測定していく上でのリサーチは重要な事項であるが、実施方法はインターネット調査や行政メールを活用した方法など様々であり、また、類似のアンケート調査も実施されることから、費用対効果が高い手法に改善したうえで実施すること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,640 合計 1,640		
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	シティプロモーション基本方針の期間の後半に向けて、市民の考えやこれまでの取組による効果を把握し、検証することは大切な事であり、継続的に実施していく必要があると考える。

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価
66	自動音声電話催告システム	・課内に発信装置及び管理端末を設置し、委託先のデータセンターのサーバへ対象者データ等を送って音声データを作成し、管理端末の管理のもと発信装置から架電する。 ・督促状の期日後、滞納整理システムで抽出した対象者データを取込み、指定した時間に自動発信、自動音声による電話催告を行う。 ・平成30年度：4月契約、7月稼働。 ・催告対象件数：15,000件/年	総事業費	事業費 2,471 人件費 607 合計 3,078	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由) 有効性 (成果の検証)	計画どおり実施 本人確認が大変重要な事項であることから、「確実な本人確認」がなされるよう十分配慮したシステムとすること。
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 1,623 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,455 合計 3,078		
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	東京都一元化を控えた国保税等の収納の確保及び滞納繰越額の圧縮が喫緊の課題となっている中、早期の電話催告によって納税義務者の注意を喚起できれば、現年度分の納期内納付の促進及び新たな滞納繰越の圧縮につながる。しかしこの作業を職員による手作業で夜間、休日等の着電率の高い時間帯に数多く行うのは難しいことから、自動的に催告電話を架電するシステムを導入する必要がある。 ■収納確保・滞納抑制には、初期の滞納額が大きならない段階での注意喚起や納付忘れを気づかせることが有効と考えられる。 ■導入後により収納率が向上したとしている団体がある。 ■同一時間あたりの架電件数は、職員の手作業よりかなり多いと考えられる。
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	市財政の状況等から市税等の収納確保の対策が喫緊の課題となっており、特に国保税については都の指導検査でも早急な収納の確保及び滞納繰越額の圧縮が求められている。

平成30年度から新たに実施を計画している事務事業評価 結果一覧

【長期総合計画基本目標別】

●基本構想を推進するために

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価				
67	<p>収納手段の多様化(クレジット収納、PayB収納の導入)</p> <p>事務事業の目的</p> <p>■現年度未納者対策の推進による新たな滞納繰越の抑制を図る。 ■現金が手元に無くても「いつでも」「どこでも」納付ができるよう納税環境を整備する。 ■具体的には、クレジット収納(クレジット会社の立替払い)、PayB収納(口座引落(事前の口座振替登録不要))を追加する。</p>	<p>■クレジット収納は指定クレジットカード会社、PayBは一般の金融機関口座から納付する。 ※決済方法に違いがある。以下は共通。 ■現コンビニ収納(バーコード付)納付書を活用。スマホ、携帯電話でバーコードを読み取り決済する。 ■決済データは現コンビニ収納代行の基盤を活用して送信される。 ■平成30年度:クレジット収納代行業者、PayB収納代行業者と契約。システム改修及びテスト。 平成31年1月:クレジット収納、PayB収納開始。 ■導入予定税(科)目 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 ■税(科)目の対象規模 (H28現年度未納分 12,116件、219,749,824円(18,137円/1件当平均)) 市税 4,113件、国民健康保険税 6,534件、後期高齢者医療保険料 289件、介護保険料 1,180件</p>	総事業費	事業費 8,376 人件費 591 合計 8,967	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	電子ネットワークや携帯端末等、電子収納に係る社会環境が整備され、電子マネー等、現金の直接受け渡し以外の決済手段が普及しつつあり、電子収納に対する市民ニーズは高いと考えられる。また、市財政の状況等から市税等の収納の確保が喫緊の課題となっている中、本事業によって納付手段が多様化・簡略化することで、収納の促進及び収納率の向上につながっていく。	計画どおり実施 納付手段が多様化することで、市民サービスが向上することから、計画どおり実施するが、対応できるものとそうでないものが混在することは逆に不便となる可能性もあることから、その他の使用料等についても、継続して調整を図っていくこと。			
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 2,061 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 6,906 合計 8,967				有効性 (成果の検証)	従来の窓口払い、口座振替、コンビニ納付に加えることで、場所に縛られることなく納付が可能となるなど、納税者の利便性が向上する。また、納付に係るハードルが下がることで納期内納付が促進され、収納率等、収納実績の向上が見込まれる。	
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	市財政の状況等から市税等の収納の確保が喫緊の課題となっており、早急な対策が求められている。また、平成30年度は現行の税等収納管理システムの更改年度であることから、これに合わせて電子収納機能を付加することで経費節減が図れるほか、トラブル発生等のリスクを伴うシステム改修の回数を減らすことができる。				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価				
68	<p>ページ口座振替受付サービスの導入及び口座振替データの伝送化</p> <p>事務事業の目的</p> <p>■ページ口座振替受付サービス導入により口座振替登録受付(現書類提出)の方法を拡大。 ■市民の利便性拡大を図ること及び納期内納付に期待。 ■ページ口座振替受付サービス導入に伴う口座振替件数の増を想定、市職員による口座振替データ交換(FD持運び)に係るセキュリティ強化のため、口座振替データの伝送化を行う。 ・数年前より、金融機関からFD交換廃止及び伝送化の要望が続いていた。 ・この1~2年で口座振替データのFD交換廃止を申し入れる金融機関が現れてきた。 (FD交換廃止:りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、大東京信用組合) ・各行のFD交換廃止に伴い、市のサービス低下及び業務継続への懸念が生じている。</p>	<p>■ページ口座振替受け付けサービス ・国保等窓口来庁時に口座振替を憑憑(現コンビニ収納、導入予定のクレジット収納等が困難な方に便利)。 ・キャッシュカードを持参してもらい専用端末で読取・税目入力・金融機関へデータ送信する仕組み。 ・銀行届出印が無くても口座振替登録が可能(銀行での登録が不要となる)。 ■口座振替データ伝送サービス ・現在市職員及び銀行員がFDにより搬送しているものを伝送化し、セキュリティ強化を図る ■平成30年度:導入準備、業者・金融機関との契約、基幹システムの改修・テスト。 平成31年1月:ページ口座振替受付サービス、データ伝送開始 ■導入予定税(科)目と対象規模 (H28現年度窓口納付分 59,691件(38.6%)) 市税 31,960件、国民健康保険税 18,584件、後期高齢者医療保険料 3,964件、介護保険料 5,183件</p>	総事業費	事業費 6,038 人件費 1,216 合計 7,254	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	口座振替受付サービスについては、現行の口座振替手続は申請書に様々な情報を記載して金融機関へ提出し、承認までに時間を要する等、不便な面があることから、これらを解消する必要がある。また市税等の収納の確保が喫緊の課題となっている中、口座振替の増加が収納の促進につながる。 伝送化については今後FDの生産中止、金融機関業務の電子化に伴うFD交換取りやめの動きの中、口座振替を継続していくために必要である。	計画どおり実施 十分なセキュリティ対策が求められる事業であり、対策を図った上で、計画どおり実施すること。			
			財源内訳	国庫支出金 3,878 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 3,376 合計 7,254				有効性 (成果の検証)	口座振替手続が容易となり利便性の向上や高齢者等のデジタルデバイス解消が図れるほか、納付に占める口座振替の割合が増加し、納期内納付が促進され、収納率等、収納実績の向上が見込まれる。伝送化については、今後も口座振替を継続していくことができるほか、FDを直接やりとりすることによる紛失・事故等のリスクを回避できる。	
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	口座振替受付サービスについては、市税等の収納の確保に向けた様々な対策が求められており、また現行の税等収納管理システムの更改に合わせて導入することで経費節減やトラブルリスクの低減が図れる。伝送化については現行で使用しているFDが生産中止になっており、FD交換を取りやめる金融機関も出てきている。				

No.	事務事業名	事務事業内容	区分	平成30年度経費概要 (千円)	所管課長評価	行政評価委員会評価				
69	<p>地方税共通納税システム構築</p> <p>事務事業の目的</p> <p>■上場企業等財界からの要望への対応。 ■eLTAシステム内に地方税共通納税システム(機能)を構築。 ■電子申請と共に複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税を可能とする。 ■全国市町村の一斉導入を前提としている(総務省・地方税電子化協議会)。</p>	<p>■平成29年度:平成30年度の自庁内システム改修経費を予算化 ■平成30年度:自庁内の収納管理システムを改修 H31年度の運用経費を予算化(全国自治体で按分予定) 各自治体の負担額については現時点で未定(平成30年度通知予定) ■平成31年度:10月1日稼働 ■規模:各自治体の法人市民税及び特徴税義務者の4割が対象(国の見込) ■羽村市の現年度調定人数(納税義務者)及び対象者(H29年5月末人数): 特徴調定 6,716人(対象2,686人) 法人市民税1,210社(対象 484社)</p>	総事業費	事業費 1,048 人件費 309 合計 1,357	事務事業の必要性 (新たに業務を行う理由)	全国の市町村で一斉に導入するよう、国(総務省)及び地方税電子化協議会から求められている。	計画どおり実施 税申告・納税に関するシステム環境の構築に向けた事業であり、国の動向を注視しながら、計画どおり実施すること。			
			財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 0 受益者負担額 0 その他特定財源 0 一般財源 1,357 合計 1,357				有効性 (成果の検証)	複数の市町村に事業所を有するような大企業等にとって法人市町村民税や個人市町村民税特別徴収分の納付が電子ネットワークによる一括処理で対応可能となるため、利便性が向上する。	
			※H29.11.6現在		緊急性 (30年度に実施する必要があるか)	平成31年度の運用開始に向け、平成30年度中にシステムを構築し、事前テスト等に対応しなければならない。				